

平成23年3月甲良町議会定例会会議録

平成23年3月7日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第3号 平成22年度一般会計補正予算（第5号）
- 第4 議案第4号 平成22年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第5 議案第5号 平成22年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第6 議案第6号 平成22年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第7 議案第7号 平成23年度甲良町一般会計予算
- 第8 議案第8号 平成23年度甲良町国民健康保険特別会計予算
- 第9 議案第9号 平成23年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第10 議案第10号 平成23年度甲良町介護保険特別会計予算
- 第11 議案第11号 平成23年度甲良町墓地公園事業特別会計予算
- 第12 議案第12号 平成23年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第13 議案第13号 平成23年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算
- 第14 議案第14号 平成23年度甲良町下水道事業特別会計予算
- 第15 議案第15号 平成23年度甲良町水道事業会計予算
- 第16 議案第16号 甲良町特別会計条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第17号 甲良町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 第18 議案第18号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて
- 第20 同意第2号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第21 一般質問

◎会議に出席した議員（9名）

2番 丸山恵二 3番 木村修

4 番	金 澤	博	6 番	宮 寄	光 一
7 番	建 部	孝 夫	8 番	藤 堂	一 彦
9 番	山 田	壽 一	10 番	西 澤	伸 明
11 番	藤 堂	与三郎			

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	北 川	豊 昭	総務課長	山 本	貢 造
会計管理者	山 本	昇	住民課長	山 崎	義 幸
教育次長	金 田	長 和	産業課長	茶 木	朝 雄
企画監理課長	米 田	義 正	人権課長	中 山	進
税務課長	建 部	真理子	建設課長	若 林	嘉 昭
水道課長	陌 間	守	社会教育課長	山 本	一 孝
長寺センター館長	茶 木	作 夫	保健福祉課参事	中 川	愛 博
総務課参事	陌 間	忍	住民課参事	川 嶋	幸 泰

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	大 橋	久 和	書 記	宝 来	正 恵
------	-----	-----	-----	-----	-----

(午前 9時12分 開会)

○藤堂議長 ただいまの出席議員数は9人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成23年3月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番 金澤議員および6番 宮寄議員を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの16日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの16日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 本日、平成23年甲良町議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところをご出席をいただき、まことにありがとうございます。

平素は、町政全般にわたりまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案説明に先立ち、若干の行政報告を申し上げます。

2月22日午前8時51分、ニュージーランドで起きた地震により、クライストチャーチ市にある語学学校が入ったビルが倒壊し、県内の女性をはじめ二十にも満たない多くの若い方々が行方不明となっておられる大惨事報道が届き心を痛めているところであります。ニュージーランドは、本町の語学研修地でもあり、一日も早い未確認研修生の家族との対面と復興を願うものであります。

先日の新聞報道で、昨年10月1日に行われた国勢調査の速報値が発表されました。県内の総人口は141万272人で、前回から2万9,911人増え、初めて140万人を突破しました。滋賀県の人口増加率は全国5番目ということです。

ところで、甲良町は7,501人で、平成17年調査から602人の減で、

減少率も7.43%となり、県下で一番人口の少ない町となりました。この人口数値は私たちの財政関係にも大きく影響します。本町の大きな財源であります普通交付税の複雑な計算式に人口数値が関係しています。県の自治振興課のお話ですと、普通交付税ベースで人口1人当たり約6万から7万の計算となり、本町の場合単純に計算するだけで4,200万円の普通交付税の減少となるようです。企業誘致や企業増設支援により、経済的にも、また人口減少に歯どめがかかるように取り組んでいきたいと考えています。

日本経済はようやくデフレ脱却に向けて薄明かりが見えてきたと言われております。本町の新年度予算では、法人税が前年当初より4,000万円の増収を見込んでいます。限られた収入財源ではありますが、適切かつ効率的な行政運営を展開し、町民全体の幸せのためしっかり行政運営をいたしていく所存です。議員各位のご支援をよろしくお願いいたします。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第3号は、平成22年度甲良町一般会計補正予算（第5号）で、2,330万6,000円を増額し、補正後の予算額の総額を38億8,827万4,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳出では、総務管理費における湖東定住自立圏公共交通活性化事業負担金の減、選挙費における参議院選挙費、県知事選挙費の減、統計調査費における国勢調査費の減、社会福祉費における介護保険会計繰出金、保健福祉センター施設管理費の増、県在宅重度障害者住宅改造補助金、後期高齢者検診委託の減ほか、児童福祉費における広域入所委託の増ほか、林業費における里山リニューアル事業委託の減、土木費における除雪委託、町営住宅修繕費の増ほか、教育総務費における職員人件費の減ほか、小学校費における施設維持管理費の増、施設備品購入費の減ほか、中学校費における施設備品購入費の増、特別会計繰出金で新築資金会計繰出金の増、歳入では、町税における法人税、固定資産税の増、町民税の減、国庫支出金における次世代育成支援対策交付金の増、障害者地域生活支援事業補助金の減ほか、県支出金における子育て支援センター運営補助金、鳥獣被害防止総合対策事業補助金、里山リニューアル事業補助金、国勢調査委託金、県知事選挙選挙費委託金の減、基金繰入金における財政調整基金繰入金の減、諸収入における町税延滞金の増、湖東定住自立圏公共交通活性化事業負担金の減等でございます。

議案第4号は、平成22年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）で、4,957万1,000円を増額し、補正後の予算額の総額を6億6,650万5,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳出では、介護サービス等諸費における給付費の増、介護予防サービス等諸費における給付費の増、高額介護サービス等費における給付費の増、特定入所者介護サービス等費における給付費の増、予備費の減、歳入では、介護保険料の減、国庫支出金における給付費の増、支払基金交付金における給付費の増、県支出金における給付費の増、繰入金における一般会計繰入金の増等でございます。

議案第5号は、平成22年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）で、114万3,000円を増額し、補正後の予算額の総額を5,195万7,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳出では、公債費における繰上償還元金の増、歳入では、一般会計繰入金の増、貸付金元利収入における貸付金収入の減等でございます。

議案第6号は、平成22年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）で、200万円を減額し、補正後の予算額の総額を4億6,600万円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳出では、総務管理費における下水道維持管理基金積立金の増、公共下水道事業費における面整備工事等の減、収入では、国庫支出金における公共下水道補助金の減、繰入金における下水道維持管理基金繰入金の減、諸収入における消費税還付金、流域下水道維持管理負担金返還の増、町債における資本費平準化債の減でございます。

議案第7号は、平成23年度甲良町一般会計予算で、歳入では、普通交付税と臨時財政対策債の総額について、ほぼ前年並みが確保されました。しかし、特別交付税につきましては、今後交付率が減少し本町の財政運営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。また、町税では、法人税は一部企業の業績回復により前年度を大幅に上回りましたが、町民税が個人所得の減少により大幅に下回り、町税全体では微増となりましたことから、財政調整基金の取り崩しで補填を行っております。

一方、歳出では、農業振興施策や子育て支援施策、教育施策の充実、商工観光施設や道路整備などの予算が主な内容であります。

平成23年度当初予算の収入不足は基金を充当するとともに、歳出面では人件費削減、事務事業の見直し等による経費の削減を図り不足財源の対応をいたしました。

以上のことから、前年度と比較し0.4%増の36億2,100万円となりました。主要施策の概要について掲げているとおり、新年度の事業の重点は、第1に、保健・福祉施策で、生活力の弱い人が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、心身障害者医療費助成事業、在宅高齢者介護用品支給

事業、生涯福祉サービス利用者負担軽減事業、第2に、教育・文化振興施策で、まちの財産は「ひと」であることから、人類愛と郷土愛をはぐくむ教育の向上を図るため、小学校等外国語活動指導員設置事業、中学生海外派遣研修事業、第3に、子育て支援施策で、ライフサポートセンターを拠点として施策の推進を図るため、子育て支援センター運営事業、第4に、まちづくり施策で、町総合発展計画に掲げた「笑顔で暮らせる豊かな農村」の実現を目指すため、各集落への地域自治交付金、第5に、農業・産業および観光振興施策で、（仮称）ふるさと交流村につきましては、今年度農産物加工兼販売所をプレオープンいたします。引き続き管理運営の体制づくりと年間を通した農産物・果樹・加工品の確保が図れる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

そこで、ソフト面では、生産者の増員を図るため、町内の農産物作付や育成を支援する農業生産者指導支援員の設置、パイプハウス等の購入補助金制度であります園芸作物振興補助事業および地域活動事業補助金等を、ハード面では販売所整備として平成24年度建設予定の直売所設計業務、道路舗装工事および地域用水部景観整備の予算を上げております。

また、商工振興施策として、住宅リフォーム・太陽光発電設備設置補助金を創設し、地域の活性化を図りたいと考えております。

また、観光振興面では、歴史の地訪問事業として、昨年度まで3年間甲良三大偉人ゆかりの地訪問事業を実施してきましたが、参加者から継続してほしいとの強い要望が多いことから、今年度は1泊2日で歴史の地訪問と題してツアーを企画いたしております。

新ゆるきゃら製作委託として、彦根市内の高校にイメージ図から試作品製作までをお願いして町の新しいゆるきゃらを製作していきたいと考えております。

また、藤堂高虎公出生地跡整備補助金、そして、昨年度に引き続き農産物収穫体験・観光事業の実施。

第6に、環境施策として、地球環境対策として新エネルギー等の導入を推進し、環境に優しいまちづくりを目指すため、地域グリーンニューディール基金を活用して、水道事務所に太陽光発電設備やLED街灯と設置いたします。

第7に、安心・安全のまちづくりでは、「ひと」を守る、地域を守る、災害に強い安心・安全なまちづくりを目指すため、グループホームらくらく昇華設備設置事業、防火水槽設置事業。

第8に、雇用対策で、雇用情勢の悪化に対応するため、次の雇用のつなぎとする短期雇用の緊急雇用対策事業。

第9に、公共事業で、社会資本整備交付金事業、道の駅駐車場整備事業の予算計上をいたしました。

そのほか、各科目に計上した予算でバランスよい行財政運営に心がけ、住民サービスの低下を来さないよう努力をいたしたいと考えております。

議案第8号から議案第15号までは、平成23年度の7特別会計および企業会計の予算で、それぞれの会計設置目的に沿った予算編成を行い、8会計の合計額は24億675万2,000円で、前年度と比べ1.1%の増となりました。

国民健康保険特別会計では、平成20年度から退職被保険者の対象年齢が64歳まで引き下げられ、65歳から74歳までの方は一般被保険者として措置することになり、退職者医療費は横ばいで推移していましたが、一般被保険者の医療費が大幅に増加していること、また、特定健康診査の受診率向上や徹底した保健指導に取り組むことから、前年度対比7.3%増の9億6,465万円を計上いたしました。

後期高齢者医療事業特別会計では、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されました。予算規模は前年度対比1.6%増の5,099万6,000円を計上いたしました。

介護保険特別会計では、デイサービスなどの居宅介護サービス給付費や、施設入所などの施設介護サービス事業費が大幅に増加しているため、前年度対比11.8%増の6億7,596万1,000円を計上いたしました。

墓地公園事業特別会計では、永代使用の促進を図るため、平成20年度に墓碑移転促進補助金制度を創設いたしました。予算規模は、前年度対比66.6%減の220万9,000円を計上いたしました。

住宅新築資金等貸付事業特別会計では、町債残高の減により公債費も年々減少することから、前年度対比14.2%減の4,360万2,000円を計上いたしました。

土地取得造成事業特別会計では、引き続き事業残地の処分を推進するため、前年度同額の400万2,000円を計上いたしました。

下水道事業特別会計では、面整備もほぼ完了しつつあります。公債費は増加しておりますが、事業量が減少したことや流域下水道維持管理負担金が軽減されたことにより、前年度対比12.2%減の4億1,070万円を計上いたしました。

水道事業会計では、公債費は横ばいであるが、事業量が減少したことにより、前年度対比13.5%減の2億5,463万2,000円を計上いたしました。

議案第16号は、甲良町特別会計条例の一部改正で、欠落していました甲

良町介護保険事業特別会計を加えさせていただきますのと、平成22年度で会計閉鎖されます甲良町老人保健医療事業特別会計を今回削除するものであります。

議案第17号は、機器または車両の賃貸借に係る契約や保守管理に伴う契約など複数年の契約を締結することにより、安価な場合があります。今回、このような契約が行えるよう、甲良町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定するものであります。

議案第18号は、非常勤特別職の報酬について、報酬審議会から答申を受けました。日額5,500円の議員報酬を、答申どおり5,000円に改めるため、甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正をお願いするものです。

諮問第1号は、人権擁護委員のうち、任期満了者があり、新たに人権擁護審査会法の定めにより、候補者の推せんについて議会の意見を求めるものであります。

同意第2号は、欠員が生じていました甲良町教育委員会委員について、堀内光三氏を任命いたしたいから、議会の同意を求めるものでございます。

以上、本日提出をいたしました案件につきまして、その概要を説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決および同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤堂議長 次に、日程第3 議案第3号から日程第6 議案第6号の4議案につきましては、各会計の補正予算であります。十分な議案研究が必要なことから、本日は提案説明と質疑を行い、最終日の本会議におきまして討論と採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第3 議案第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第3号 平成22年度甲良町一般会計補正予算(第5号)。
上記の議案を提出する。

平成23年3月7日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、議案第3号 平成22年度甲良町一般会計補正予算第(第5号)についてご説明申し上げます。

お開きをいただきまして、今回の補正につきましては、2,330万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億8,827万4,000円にお願いするものでございます。

それでは、第1表をお願いいたします。1ページでございます。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入、1款 町税、補正額3,995万円の追加、2款 地方譲与税1,000円の追加、11款 分担金及び負担金12万円の追加、12款 使用料及び手数料45万2,000円の追加、13款 国庫支出金356万円の追加、14款 県支出金1,986万3,000円の減額、17款 繰入金100万円の減額、19款 諸収入8万6,000円の追加、歳入合計は補正前予算額38億6,496万8,000円に補正額2,330万6,000円を追加いたしまして、補正後の予算額を38億8,827万4,000円にお願いするものでございます。

3ページ、歳出です。

1款 町民税、補正額25万円の追加、2款 総務費1,069万8,000円の減額、3款 民生費1,458万8,000円の追加、4款 衛生費96万6,000円の減額、6款 農林水産業費161万9,000円の減額、7款 商工費12万円の追加、8款 土木費759万6,000円の追加、10款 教育費141万7,000円の追加、13款 諸支出金1,261万8,000円の追加、歳出合計は歳入合計に同じでございます。

続いて5ページ、第2表 繰越明許費補正です。

追加といたしまして、6款 農林水産業費1項 農業費、農産物加工兼販売所建設等事業3,115万2,000円でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 2点、質問いたします。

ページ数で言えば11ページに当たります。

鳥獣害被害の防止の総合対策については一般質問も出ているようですが、この分野、この予算では、当初国に要望した総額の2%から3%という手当てしかされなかったことから、事業そのものの終局が危ぶまれていました。

そこで、1点目の質問は、この減額になった分、もともとの事業計画そのものもまだまだ不十分でありますし、事業全体を被害を防止する上での対策

はもっとも必要だというように思いますが、そこで、今回減額になった後の手当に支障がないか、そして、その後の事業進行の上での課題などがあるとしますので、説明を求めます。

2つ目は、里山リニューアル事業の補助金、減額になっています。この減額になった理由と、そして里山リニューアル事業そのものの経過、そして、これは事業申請そのものを取りやめるということを聞いておりますが、それで間違いはないか、その内容と理由ですね、よろしくお願ひします。

○藤堂議長 産業課長。

○茶木産業課長 2点、ご質問をいただきました。

まず、鳥獣害対策の被害の補助金の件でございますが、これについては18万7,000円という厳しい補助金でございましたが、交付税対象になるということから事業の執行をさせていただきました。

また、23年度につきましては、国の確定がまだ出ておりませんが、被害防止計画を策定した中で補助金をとということで、ポイント制度というところで国は制度をつくっておりますので、広域的な連携を取り組むということからも関係市町ともポイント制度をお互いにつくりながら防止策の検討もしているところでございます。

それと、里山リニューアル事業でございますが、これにつきましては、町の事業として伐採をやっていこうというところで被害防止計画と併せて進めようとしておりましたが、今回事業を廃止させていただいて、平成23年度、国の緊急雇用で整備をしていこうというところで、今年度も正楽寺、池寺さんを含めて緊急雇用で整備をしておりますので、併せて23年度も里山のリニューアルをふるさと里山整備というところで緊急雇用で対応していこうというふうに変更したものでございます。

以上です。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、この鳥獣害の防止対策の事業のもともとの拡大や充実が必要なわけですが、その拡大、充実をしていく上での、計画を充実させていく上での支障は今後、つまり財政的な裏づけ等、保証ができるのかというのが再質問です。

そして、里山リニューアル事業は、パンフレットにもあるように鳥獣害の被害が起きにくいように伐採整備をするということの1つの関連があるというように今説明があったわけですが、それでいいのかどうか、お願ひします。

○藤堂議長 産業課長。

○茶木産業課長 まず、里山のリニューアル事業でございます。これにつつま

しては、県の単独事業でございまして、いわゆる里山整備で伐採なんかをしていくと、地域住民等を含めてこれからの維持管理の締結という話も出てまいりましたので、いったん一連的に正楽寺、池寺とずっとやってきておりますので、同じ方向で整備をしていこうという方向に変更したものでございまして、緊急雇用の方で対応していきたいというふうに考えているものでございます。

それから、鳥獣害の補助金の関係でございしますが、23年度も約110億円の国の事業費を計上されております。50%ですので220億円の全体の国の事業費ということになるかと思いますが、甲良町につきましても被害の状況もすべて把握した中で要望しているところでございますので、裏づけの問題等々につきましては、これから寄って財政課とまた判断をしていかなければならないと思っております。

○藤堂議長 10番 西澤議員。

○西澤議員 里山リニューアル事業は、鳥獣害被害対策防止の事業とは別ですけども、関連があるかということで聞いているんです。よろしく願いします。

○藤堂議長 産業課長。

○茶木産業課長 全体的には関連があるというふうに私は考えております。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

4番 金澤議員。

○金澤議員 4番 金澤です。

ちょっと歳出の方で、議会費の中で補正額の25万の内訳を教えてくださいんですけど。私、実は4日の議会全員協議会、不幸がありまして欠席してましたので。

○藤堂議長 局長。

○大橋事務局長 この25万は、各字に要点記録を配らせていただくと。それを人口比率に合わせて配るということになっておりますので、約50冊印刷します。もちろん図書館とかそういう公共施設にも置くということで、その見積もりが24万9,900円上がってきましたので上げさせていただきました。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

山田議員。

○山田議員 繰越明許費の補正なんですけども、5ページの、特産物の加工販売所の建設は、私の記憶では2,000万ぐらいの予算だったかなと思うんですけども、1,100万ほどの上乗せというのは設計費等もいろいろ込みの値段になっているということですかね。それをちょっとお聞きします。

○藤堂議長 建設課長。

○茶木産業課長 繰越明許の3, 115万2, 000円につきましては、工事費だけで言いますと、予算は2, 868万8, 000円でございますが、工事費では約2, 771万9, 000円の建設の繰り越しをさせていただきます。それと設計費の繰り越しを含みますし、あとは補助対象になる事務費等で3, 115万2, 000円ということになっております。

○藤堂議長 よろしいか。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第4 議案第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第4号 平成22年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成23年3月7日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 議案第4号についてご説明申し上げます。

平成22年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回、4, 957万1, 000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を6億6, 650万5, 000円にお願いするものでございます。

1ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入、1款 保険料、補正額355万7, 000円の減額、3款 国庫支出金1, 541万4, 000円の追加、4款 支払基金交付金1, 588万3, 000円の追加、5款 県支出金791万3, 000円の追加、6款 繰入金1, 391万8, 000円の追加、歳入歳出合計は、補正前の額6億1, 693万4, 000円に補正額4, 957万1, 000円を追加いたしまして、合計6億6, 650万5, 000円にお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1款 総務費、補正額730万円の追加、2款 保険給付費4, 872万7, 000円の追加、6款 諸支出金1万4, 000円の追加、8款 予備

費 6 4 7 万円の減額、歳出合計は歳入合計と同じでございます。

以上、よろしく願いいたします。

- 藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 5 議案第 5 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

- 大橋事務局長 議案第 5 号 平成 2 2 年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)。

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年 3 月 7 日。

甲良町長。

- 藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

- 中山人権課長 議案第 5 号 平成 2 2 年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回、歳入歳出それぞれ 1 1 4 万 3, 0 0 0 円を追加いたしまして、それぞれ総額を 5, 1 9 5 万 7, 0 0 0 円とお願いするものでございます。説明につきましては第 1 表でご説明させていただきます。

第 1 表 歳入でございますけれども、2 款 繰入金 1, 2 6 1 万 8, 0 0 0 円の追加、3 款 諸収入 1, 1 4 7 万 5, 0 0 0 円の減額、歳入合計といたしまして、補正前の額 5, 0 8 1 万 4, 0 0 0 円、補正額 1 1 4 万 3, 0 0 0 円、計 5, 1 9 5 万 7, 0 0 0 円でございます。

続きまして、歳出、2 款 公債費、補正額 1 1 4 万 3, 0 0 0 円の追加、歳出合計につきましては歳入合計と同額でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

- 藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
質疑はありませんか。

1 0 番 西澤議員。

- 西澤議員 1 0 番 西澤です。

この補正予算については、元利金の計画を立てたが、実際にはその金額が返済をされずに町の持ち出し分が増えたという補正予算になっています。ちなみに、隣の豊郷町は住宅新築資金、事業会計そのものが閉鎖をされるにあたって、金額は忘れましたが、黒字分一般会計に繰り入れて閉鎖をする

という決議をされたように私は聞いています。その際、私どもの同僚の議員が、同和対策事業の大きな部分、つまり地域の住民の自立を促進する、こういう事業の中身を活かすということで非常に喜ばしい点だったというように評価をしていました。

その一方翻って甲良町を見てみますと、同和対策事業の積極的な部分、この部分を未済、収入の残ですね、滞納額を繰り越し、繰り越し、そして一般会計を圧迫する。こういうことが続けば同和対策事業そのものへの否定的な影響は避けかねません。そういう点で根本的な対策が必要だというように思うわけですが、どのような方策を立てて、従来どおりずっとこのことが続いているわけです。事業計画で言えば新築資金の回収が一般会計、5年間繰り入れるけども5年後には改善をして一般会計へ返すことができる、こういう計画を村田和久廣主監のときに立てられたというように思いますが、そういう事業計画の見通し、このことが繰り返しているわけですが、どのような根本的な対策を立てているのかということの説明願いたいと思います。

○藤堂議長 人権課長。

○中山人権課長 今ほどのご質問でございます。

議員さんのご質問の中にもございましたように、数年前、村田前段階のときに24年度以降に収支が、一般会計よりの繰り入れがなく、今度黒字に入れられるやろうというシミュレーションを公表させていただきました。それも確認しております。年々諸事情もございまして事情は変わっていくということで、今現在は私どもの方ではこの当初のシミュレーション、2年遅れ、26年を今の状況では目標にしたいということでシミュレーションはいたしておるところではございます。ご指摘の内容、直接答弁とはかかわっておらない内容ですけれども、現状として言わせていただきました。

それと、以前、前任よりずっとこのような状況が続いておるということで、最終的には法的整理という中で前段まで進めたという状況も以前ございました。そのこともございますけれども、今後も引き続きまして現在では徴収努力をするということで通知、また来ていただいております等を進めておるところでございますけれども、今後はその内容を精査いたしました中で法的手続きも必要かと考えておるところでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 高齢化と、そして低所得、昨今の派遣請負切り、パート労働化、こういうことで賃金が下げられています。地域だけやなくて蔓延をしているというのが現状であります。そういう点では借りたものは返す、このルールは最後まで貫くということが大事でありますし、守らせるというのが必要

です。そういう点では、私は同和対策事業は卒業した、克服をした、こういう方向に進んでこそ解決の根本があるというように考えているわけですが、そこで公的な手段、そして同時に、厳しく返済を求めていくと同時に困難な状況の方の条件変更、法律上の裏打ちもごさいます。返済条件を緩和するということも相談に乗って進める、このことが必要だと思いますが、その辺での計画立案はされているのか、また、そういう進行、進捗状況、ありましたら説明願いたいと思います。

○藤堂議長 人権課長。

○中山人権課長 ご事情につきましては、今ほどありましたように非常に厳しい状態になってきております。当初借り受けされた方、優良返済者と申しますか、安定した方についてはほぼ完結していっているケースが多くなっております。今現在残っておりますのは議員指摘の高齢者、また低所得でお困りの方という方が多く、今年度におきましても役場の方でご相談をさせていただいて、定期どおりの納入はもちろんでございますけれども、生活に可能な限り分割で納入いただくということも実際進めているような状況でございます。今後ともそういう意識を持って納入される方につきましては、なるべく緩和した段階で少し遅れてでも入れていただくということは進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第6 議案第6号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第6号 平成22年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成23年3月7日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

水道課長。

○陌間水道課長 議案第6号 平成22年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。

今回、200万円を減額し、歳入歳出総額それぞれ4億6,600万円をお願いするものでございます。

まず、第1表をお願いします。歳入、1款 国庫支出金、補正額600万

円の減額、2款 繰入金1,000万円の減額、3款 諸収入1,504万円の増額、4款 町債1,000万円の減額、5款 繰越金205万3,000円の増額、8款 分担金及び負担金690万7,000円の増額、歳入合計、4億6,800万円に補正額200万円を減額しまして、4億6,600万円をお願いするものでございます。

次、2ページをお願いします。

歳出、1款 総務費、補正額295万円の増額、2款 下水道事業費540万円の減額、4款 予備費45万円の増額、歳出合計は歳入合計と同額でございませぬ。

続きまして、2表 地方債の補正、資本費平準化債1,000万円を減額しまして、起債の合計、補正前1億4,970万円、補正後1億3,970万円をお願いするものでございませぬ。

以上でございませぬ。どうぞよろしくお願ひします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませぬか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

これより、審査願ひます日程第7 議案第7号から日程第15 議案第15号までの平成23年度の各会計当初予算案については、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託いたしたいと思ひますが、これにご異議ありませぬか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで15分間休憩いたします。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、開会をいたします。

次に、日程第7 議案第7号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第7号 平成23年度甲良町一般会計予算。

上記の議案を提出する。

平成23年3月7日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、議案第7号 平成23年度甲良町一般会計予算書についてご説明申し上げます。

お開きをいただきたいと思います。

当初予算の歳入歳出の総額につきまして、36億2,100万円にお願いするものでございます。予算の内容につきましては第1表で、債務負担行為は第2表で、地方債は第3表で説明をいたします。一時借入金は、限度額を6億円にお願いするものでございます。

それでは、1ページ、お願いをいたします。

第1表 歳入歳出予算。歳入、1款 町税8億5,479万円、2款 地方譲与税3,940万円、3款 利子割交付金200万円、4款 配当割交付金90万円、5款 株式等譲渡所得割交付金50万円、6款 地方消費税交付金6,400万円、7款 自動車取得税交付金1,300万円、8款 地方特例交付金1,570万円、9款 地方交付税14億6,000万円、10款 交通安全対策特別交付金150万円、11款 交付金及び負担金3,426万8,000円、12款 使用料及び手数料2,887万円、13款 国庫支出金2億9,469万4,000円、14款 県支出金2億5,402万5,000円、15款 財産収入699万3,000円、16款 寄付金61万円、17款 繰入金1億3,645万円、18款 繰越金4,000万円、19款 諸収入1億1,910万円、20款 町債2億5,420万円、歳入合計は36億2,100万円でございます。

5ページ、歳出、1款 議会費7,407万円、2款 総務費5億4,769万1,000円、3款 民生費11億9,389万2,000円、4款 衛生費2億9,113万8,000円、5款 労働費69万3,000円、6款 農林水産業費1億3,204万円、7款 商工費4,126万6,000円、8款 土木費1億8,757万4,000円、9款 消防費1億784万4,000円、10款 教育費3億9,650万7,000円、11款 災害復旧費1万5,000円、12款 公債費4億6,104万1,000円、13款 諸支出金1億8,372万9,000円、14款 予備費350万円、歳出合計は歳入合計と同じでございます。

9ページ、第2表 債務負担行為。事項といたしまして、滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償、期間は平成23年度から平成32年度まで。限度額といたしましては、実質損失額の10分の8について220万5,000円でその損失を補償するというものでございます。

農業経営基盤強化利子助成金、平成23年度から平成27年度まで16万4,000円でございます。

続いて、10ページをお願いいたします。

第3表 地方債。起債の目的といたしまして、ふるさと交流村整備事業債1,050万円、地方道路等整備事業債1,570万円、一般補助施設等整備事業債1,350万円、防災基盤整備事業債450万円、臨時財政対策債2億1,000万円、合計2億5,420万円、利率は5%以内でございます。

以上、どうぞよろしくをお願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

山田議員。

○山田議員 9番 山田です。

わずかな金額なんですけども、災害復旧費、7ページの農林水産業施設災害復旧費1万5,000円という記述があるんですけども、万が一の災害になったときにこの1万5,000円の金額でいけるのか、それともないから1万5,000円を上げてあるだけなのか。甲良町は水の排水等も非常に充実しておりますので、災害等が起きないということになっておりますが、万が一起きたときにはこのぐらいの金額ではちょっと心苦しいのではないかなというような気がするんですけども、ちょっとご説明の方をよろしく願いします。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 ご指摘をいただきました災害復旧費でございますけれども、現在は1万5,000円ということで、需用費と工事請負費ということで、それぞれ科目を設定させていただいているということで予算計上をしております。当然何らかの復旧作業が始まりますとこの金額ではいけないということなんですけども、当初の関係ではそれぞれの科目を設定し、予算立ての口開けをしておくという形で、必要に応じて補正をさせていただくような形で計上してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

予算委員会に付託が決まりましたので概括的に説明をいただければと思っています。当初予算の概要で全員協議会で説明がありました。そこで、書かれていること以外に私が聞きたいのは、こういう最初の予算編成方針のところに書かれています三位一体の改革の以降多額の財源が不足、非常に厳しく

なったというところで、主に庁舎内で、役場の中でどういうように町民の願に応えていこうか。どれを重点にしようかというところで論議がされてきたんだと思いますが、その論議の経過、そして、どういうような苦心があったのかという点で、概括的に結構です。予算審議が始まりますのでそれとは別に予算概要の編成にあたっての苦心、それから工夫どころ、どういう論議があったのかの説明を求めたいと思います。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 ご指摘いただきました当初予算にあたってということでございますけれども、特に収入財源の確保をいかにしていくかということでございます。歳出ベースでは各課からの要望等ございましたけれども、当然収入財源があって初めて予算は成立するということでもございます。特に法人税は堅調な形で伸びるという予想はできるわけでございますけれども、個人の所得関係でのものにいまだ結びついていないという状況でございます、税収減というふうなことも予想はされております。

加えて今回の場合、微増という形で前年度よりも予算を組ませていただきましたけれども、収入につきましては普通交付税を、いわゆる目いっぱい計上させていただくような形、特別交付税は当初と同額程度と、当初予算前年同額程度という形でさせていただいておりますけれども、収入の確保と支出のバランスをどうするかということにかなり心を砕いたというふうなことでございます。

特に学校関係の教育分野、先ほど町長が当初の編成の重点ということで各項目で言っていた部分に主眼を置きながら、それぞれの中で予算査定の中で議論を深めてまいったというふうなことでございます。しっかりとした回答になっていないかもわかりませんが、あと、個別に委員会の中でご質問をいただいたらというふうなことを思います。よろしく願います。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

ちょっと体調が悪いので、5分ほど中断をします。（局長）質問があったらどうぞ、続けてください。

西澤議員。

○西澤議員 予算概要で言いますと、9ページ、10ページに新規事業、継続事業の主なものが掲載をされていますが、各原課の方から上げられてきたこういう事業が原課から必要だと考えるという各課会議、ないしは各課論議の中でどの程度上がってきて、どの程度絞られたか。それぞれ課がありますけれども、答えやすいように聞きますと、新規事業あるいは継続事業で各課から要望のあったものと、それから今回採用されたものは何割程度ですね、つま

り100あったうち7割が計上されて3割は今回見送った、こういうことでも結構ですので、私が聞いておりますのは各課からのいろんな積み上げが弱いというのを聞いております。ですから、課内会議が十分に町民の要望をふまえて日常ふだんに町民と接する各課ですから、そういう点で各課の中からこういうことが必要だというのが上がってきているというように思いますが、上がってきていなかったら、そのものが私は怠慢だと思いますけども、そういうのがどういう程度反映されて、どういう程度精査、整理されたのかというところでピンポイントで答えていただければ結構です。よろしく願います。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 ご質問いただきましたことについて、端的にというのが非常に難しいかと思えます。先ほども申しましたように、個々具体的な委員会の中でご質問いただければと思えますけども、主に、特にはソフト事業についてはできるだけ各課の思いを聞かさせていただくような方向でヒアリングを重ねてトップ査定まで持ち上がったと思えます。また、トップの査定の中でも時間をかけていただいて、特に原課の要望につきましては執行したということでございますけども、特にはハード事業につきましては金額的にもかなり事業費が増嵩するというふうなことで、対費用効果あるいは緊急性、そういうふうなものについての検討をしたと思っておりますし、特に懸案となっております住宅リフォーム、あるいは新エネルギー関係での太陽光、そういうふうなものについてのものは何回かの議会とのご議論もございまして、今回商工業者の皆さんにも、その事業についての対応を町内企業さんにもしていただけるというふうなことも含めまして予算を計上させていただいているというふうなことでございます。

特に何割というふうなことまではしっかりとここでは言えないわけですけども、農業政策、あるいは福祉関係、教育、そういうふうなものについて心を砕いたというふうな思いはしております。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、日程第8 議案第8号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第8号 平成23年度甲良町国民健康保険特別会計予算。
上記の議案を提出する。

平成23年3月7日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○山崎住民課長 議案第8号 平成23年度甲良町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算でございます。歳入歳出それぞれ9億6,465万円とお願いするものでございます。第1表 歳入歳出予算よりご説明申し上げます。また、一時借入金につきましては、最高額は3億円とお願いするものでございます。

では、1ページの方をご覧くださいませ。

歳入の部、1款 国民健康保険税1億7,126万9,000円の計上でございます。2款 使用料及び手数料1,000円の計上、3款 国庫支出金2億9,633万2,000円の計上、4款 療養給付費交付金4,325万9,000円の計上、5款 県支出金6,611万1,000円の計上、6款 共同事業交付金1億2,513万9,000円の計上。

2ページでございます。

7款 財産収入2,000円の計上、8款 繰入金が9,600万3,000円の計上、9款 繰越金が2,000円の計上、10款 諸収入が110万6,000円の計上、11款 前期高齢者交付金でございます。1億6532万6,000円の計上、歳入合計は9億6,465万円でございます。

次、3ページでございます。

1款 総務費が3,197万2,000円の計上、2款 保険給付費が6億3,226万2,000円の計上、3款 老人保健拠出金が131万2,000円の計上、4款 介護保険納付金が4,459万1,000円の計上、5款 共同事業拠出金が1億3,819万9,000円の計上。

4ページでございます。

6款 保健事業費が2,093万3,000円の計上、7款 基金積立金が2,000円の計上、8款 諸支出金が53万2,000円の計上、9款 公債費が30万円の計上、10款 後期高齢者支援金等が9,299万8,000円の計上、11款 前期高齢者納付金等が47万6,000円の計上、12款 予備費が107万3,000円の計上で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくご説明申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第9 議案第9号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第9号 平成23年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成23年3月7日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 それでは、議案第9号 平成23年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算につきまして、それぞれ5,099万6,000円をお願いするものでございます。第1表にてご説明申し上げます。

歳入、1款 後期高齢者医療保険料3,408万4,000円、2款 使用料及び手数料2,000円、3款 繰入金1,688万8,000円、4款 繰越金1,000円、5款 諸収入2万1,000円、歳入合計5,099万6,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。1款 総務費40万4,000円、2款 後期高齢者医療広域連合納付金5,056万9,000円、3款 諸支出金2万1,000円、4款 予備費2,000円、歳出合計は歳入合計と同じでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第10 議案第10号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第10号 平成23年度甲良町介護保険特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成23年3月7日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 それでは、議案第10号 平成23年度甲良町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算につきまして、それぞれ6億7,596万1,000円をお願いするものでございます。第1表および第2表によりご説明を申し上げます。

第1表 歳入歳出予算ということで、歳入、1款 保険料9,824万9,000円、2款 使用料及び手数料1,000円、3款 国庫支出金1億5,748万6,000円、4款 支払基金交付金1億8,995万5,000円、5款 県支出金9,253万7,000円、6款 繰入金1億2,272万6,000円、7款 繰越金300万円、8款 諸収入5,000円、9款 財産収入2,000円、10款 財政安定化基金貸付金1,200万円、歳入合計は6億7,596万1,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。1款 総務費3,182万9,000円、2款 保険給付費6億2,531万5,000円、3款 地域支援事業費1,556万7,000円、4款 公債費1,000円、5款 基金積立金2,000円、6款 諸支出金2,000円、7款 高額医療合算介護サービス等費102万円、8款 予備費222万5,000円、歳出合計は歳入合計と同じでございます。

続きまして、第2表で地方債。起債の目的、財政安定化基金貸付金、限度額1,200万円、利率は無利子でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第11 議案第11号を議題といたします。

議案を朗読します。

平成23年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

甲良町長。

本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○山崎住民課長 議案第11号 平成23年度甲良町墓地公園事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算でございます。それぞれ220万9,000円とお願いする

ものでございます。では、第1表によりご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

歳入の部、1 款 繰越金1万円の計上、2 款 使用料及び手数料が175万円の計上、3 款 諸収入が7万5,000円の計上、4 款 財産収入が1万円の計上、5 款 繰入金が16万4,000円の計上、6 款 他会計借入金が20万円の計上で、歳入合計は220万9,000円とお願いするものでございます。

2 ページでございます。

歳出の部、1 款 墓地公園管理費が44万9,000円の計上、2 款 諸支出金が175万円の計上、3 款 予備費が1万円の計上、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第12 議案第12号を議題といたします。

議案を朗読します。

平成23年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成23年3月7日。

甲良町長 北川豊昭。

本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○中山人権課長 議案第12号 平成23年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ4,360万2,000円とお願いするものでございます。一時借入金の借り入れの最高限度額につきましては3,000万円とお願いするものでございます。内容につきましては、1表でご説明させていただきます。

歳入の部、1 款 県支出金336万6,000円、2 款 繰入金692万9,000円、3 款 諸収入3,330万6,000円、4 款 繰越金1,000円、歳入合計は4,360万2,000円でございます。

続きまして、歳出の部、1 款 総務費787万1,000円、2 款 公債費3,572万8,000円、3 款 予備費3,000円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

- 藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
次に、日程第13 議案第13号を議題といたします。
議案を朗読いたします。
議案第13号 平成23年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算。
上記の議案を提出する。
平成23年3月7日。
甲良町長。
本案に対する提案説明を求めます。
人権課長。

- 中山人権課長 議案第13号 平成23年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ400万2,000円とお願いするものでございます。

歳入の部、1款 財産収入400万円、2款 繰越金1,000円、3款 諸収入1,000円、歳入合計400万2,000円でございます。

歳出の部でございます。1款 公共事業用地取得事業費330万1,000円、2款 諸支出金70万円、3款 予備費1,000円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

- 藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

- 西澤議員 この議案についても特別会計の予算審議で詳細に質問をする予定であります。今回の収入に上げた400万、現在この会計で保有をしている土地、筆数で言えば相当、100筆に近い、ないしは超えているのではないかというように思いますが、その400万に計上した経緯、全体の中からどれだけを今回、今年度する計画なのかという点で、その計画の根拠を聞かせていただきたいと思ひます。

以上、よろしくお願ひします。

- 藤堂議長 人権課長。

- 中山人権課長 今回の設定につきましては、目標額として設定させてもらっております。具体的には当てはまる筆等はございますけれども、それに確実に対応するということがちょっと難しい状況もありまして、いろんな部分を

含めました中で目標額として設定させていただいているものでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 答弁は結構ですので、周知だけ、心得だけしておいていただきたいと思います。一般質問でも、私、この問題を取り上げていますので詳細が明らかになるだろうというように思いますが、現在の保有地の筆数、箇所は私たちが監査請求をする段階で51カ所ということでありました。平米数や、それから現状ですね、改善されたのも幾つかあると思いますが、箇所数で言えば30カ所を超えているというように思います。つまり改善されたのが十何カ所だと思いますが、そういう点でも改善状況、それこそ一歩ずつなんです、どういう前提が要るのかという点で、ぜひとも総体に対する今回の目標は上げていないに等しいということを指摘をしておきたい。その点でこういう計画を順次来年度計画を上げていくというのをぜひしていただきたいと思います。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第14 議案第14号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第14号 平成23年度甲良町下水道事業特別会計予算。
上記の議案を提出する。

平成23年3月7日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

水道課長。

○陌間水道課長 議案第14号 平成23年度甲良町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ4億1,070万円をお願いするものでございます。区分ごとの金額につきましては第1表で、また、地方債につきましては第2表でご説明申し上げます。一時借入金の借り入れ最高額は3億円をお願いするものでございます。

第1表 歳入歳出予算。まず、歳入の部でございます。1款 国庫支出金950万円、2款 繰入金1億7,649万円、3款 諸収入305万2,000円、4款 町債1億2,800万円、5款 繰越金10万円、6款 財産収入1,000円でございます。7款 使用料及び手数料8,633万1,000円、8款 分担金及び負担金722万6,000円、歳入合計4億1,

070万円でございます。

続きまして、歳出、1款 総務費6,640万1,000円、2款 下水道事業費4,731万7,000円、3款 公債費2億9,598万2,000円、4款 予備費100万円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

続きまして、4ページをお願いします。

第2表 地方債。起債の目的、公共下水道事業債、限度額としまして1,630万円、資本費平準化債1億円、流域下水道事業債1,170万円、地方債の合計、1億2,800万円、利率は5%以内でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第15 議案第15号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第15号 平成23年度甲良町水道事業会計予算。

上記の議案を提出する。

平成23年3月7日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

水道課長。

○陌間水道課長 議案第15号 平成23年度甲良町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、業務の予定量でございますが、給水口数2,800口、年間総給水量93万立方メートル、一日平均給水量2,548立方メートル、主要な建設改良事業、添架配水管布設替工事及び取水ポンプ取替工事でございます。

収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入、1款 水道事業収益1億6,528万5,000円、支出、第1款 水道事業費は水道事業収益と同額でございます。

次、2ページをお願いします。

基本的収入及び支出の予定額は、まず、収入でございますが、1款 資本的収入460万9,000円、支出、1款 資本的支出8,934万7,000円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,473万8,000円は、当年度損益勘定留保資金7,483万8,000円と繰越利益剰

余金 990 万円で補填をお願いするものでございます。

一時借入金の限度額は 1 億円をお願いするものでございます。

議会の議決を得なければ流用することができない経費としまして、職員給与費 1,557 万 6,000 円をお願いするものでございます。

他会計からの負担金としまして、消火栓等の維持管理のために一般会計からお願いする額としまして 520 万 5,000 円でございます。

たな卸資産の購入限度額は 300 万円でお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 16 議案第 16 号を議題といたします。

議案を朗読いたします。

議案第 16 号 甲良町特別会計条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成 23 年 3 月 7 日。

甲良町長。

次に、本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 議案第 16 号 甲良町特別会計条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

第 1 条といたしまして、甲良町特別会計条例（昭和 39 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 号を加えるということで、（8）で甲良町介護保険事業特別会計 介護保険事業を加える。

それから、第 2 条で、甲良町特別会計条例の一部を次のように改正するということで、第 1 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げるといってございまして。

第 1 条につきましては、特別会計条例の中で介護保険特別会計の部分が欠落しておりましたので、これを加えるものでございまして。

第 2 条につきましては、老人保健医療事業が平成 22 年度をもって会計が閉じるということで、その部分を削除するといってございまして。

以上、よろしくお願ひいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第16号を採決いたします。
お諮りをいたします。
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○藤堂議長 着席願います。
賛成全員であります。
よって、議案第16号は可決されました。
次に、日程第17 議案第17号を議題といたします。
議案を朗読いたします。
議案第17号 甲良町長期継続契約を締結することができる契約を定める
条例。
上記の議案を提出する。
平成23年3月7日。
甲良町長。
次に、本案に対する提案説明を求めます。
企画監理課長。

○米田企画監理課長 議案第17号 甲良町長期継続契約を締結することができる
契約を定める条例についてご説明申し上げます。

第1条、趣旨といたしまして、この条例は地方自治法施行令第167条の
17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要
な事項を定めるものでございます。

第2条で、長期継続契約を締結することができる契約、地方自治法第23
4条の3に規定する契約。

以下、長期継続契約のうち、政令第167条の17の規定に基づき条例で
定める契約は、次のとおりとする。

(1) 電子計算機処理に係るプログラムの保守管理その他のシステム運用
に関する役務の提供を受ける契約。

(2) 機器または車両の賃貸借に係る契約。

(3) 清掃、警備その他庁舎等(これらに付随する機械設備等を含む。)の
保守管理に関する役務の提供を受ける契約。

(4) 前各号に掲げる契約以外の契約で、長期継続契約を締結しなければ

当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすものとして町長が特に認めたもの。

第3条、契約の期間。前条第1号および第2号に掲げる契約にあつては、5年以内、同条第3号および第4号に掲げる契約にあつては3年以内とする。付則、この条例は、平成23年4月1日から施行するものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

この長期契約の締結をすることができる条例ですが、167条の17、今回新しく規定をされますが、その以前は項目を見ていますと、それぞれ1、2、3とも現在履行されているものだと思いますが、どういう状況によって続けてきたのか。つまり1年、単年、単年で契約をしてきたんだろと思いますが、その対応はどういうようにされたのか、説明願いたいと思います。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 電算機関係はリースをさせていただいているということで、現状では予算書の中の債務負担行為ということで議会のご承認をいただいていることでの計上の仕方をしておりました。

近隣を見てまいりますと、そうじゃなくてこの長期継続契約の締結によってそれがなされるものだというので今回のものにつながっているというものでございます。そのほかのものにつきましては単年度、単年度で契約をさせていただいているという現状でございます。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第17号は可決されました。

次に、日程第18 議案第18号を議題といたします。

議案を朗読いたします。

議案第18号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成23年3月7日。

甲良町長。

本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○**陌間総務課参事** 議案第18号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

次のページをお願いいたします。

別表中「5, 500円」を「5, 000円」に改めるものでございます。

付則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○**藤堂議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○**藤堂議長** 10番 西澤です。

非常勤の報酬の一覧が添付をされています。その5ページには新エネルギービジョンの策定1万5,000円、それから、委員長が1万5,000円、そして日額、副委員長が1万円というようになっています。

質問は、今回日額5,500円の方を対象に、報酬を対象に審議をされたわけですけれども、新エネルギービジョンの2つについては審議の対象にならなかったのか、また、対象になってどういう論議がされたのだと思いますが、その経過、説明をよろしくお願ひします。

○**藤堂議長** 参事。

○**陌間総務課参事** 今回、5,500円の日額委員の方を対象ということでございましたので、このエネルギーのところにつきましては協議の対象ではありませんでした。

以上です。

○**藤堂議長** 10番 西澤議員。

○**西澤議員** そうしますと、今現在新エネルギービジョンの策定の答申が済んだと思いますが、委員会自体は機能しているのか、それとも今後まだ活用し、機能していくという予定なのか、お尋ねします。

- 藤堂議長 水道課長。
○陌間水道課長 新エネルギービジョンにつきましては、現在答申が出されませんでしたので、今、委員会はございません。今後の予定もありません。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 先ほどの質問で答えがございましたが、新エネルギービジョンの策定委員会そのものの機能がしていない。解散はしていないようではありますが、設置の条例がありますので、その条例改正もありません。今後はこの報酬の一覧表の中からも削除する適切な処置を求めて、5,500円から5,000円に日額を変更することについて賛成をしたいと思います。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第18号は可決されました。

次に、日程第19 諮問第1号を議題といたします。

議案を朗読いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成23年3月7日。

甲良町長。

本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることについて。

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第1項の規定により委員 竹田金春氏の任期満了に伴い、同法第6条第3項の定めるところにより、次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので意見を求める。

住所、犬上郡甲良町大字法要寺438番地2。

氏名、上田徳正氏。

生年月日、昭和24年6月10日生まれ。

上田徳正氏は、今回人権擁護委員に推せんをさせていただきたい。上田氏の場合、長年県内のある事業所に勤務をされ、その間、社内で人権教育を豊富に受けられ、熱心に人権問題に取り組まれてきました。現在退職され、地域の発展や教育の振興、福祉の向上について等、何事にも積極的に取り組んでいただいているところです。このたび、竹田金春氏の任期満了に伴い、後任として町民の信望も厚く、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権について理解のある、また今までの経験を活かし、今後の人権擁護活動にも大いに期待できる上田徳正氏を人権擁護委員としてお願いするものです。

任期は、平成23年7月1日から26年6月30日までです。よろしくお願ひ申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、諮問第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案候補者を適任者と認めることに賛成の方はご起立願ひます。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願ひます。

起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについての議会の意見は、適任者と認めることに決定いたしました。

次に、日程第20 同意第2号を議題といたします。

議案を朗読いたします。

同意第2号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成23年3月7日。

甲良町長。

本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 甲良町教育委員会委員の任命について、同意を求めることについて。

下記の者を甲良町教育委員会委員の任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所、愛知郡愛荘町中宿98番地。

氏名、堀内光三氏。

生年月日、昭和23年10月10日生まれ。

堀内氏におかれましては、平成2年から3年間、呉竹センターで教育担当として、平成5年から3年間は甲良西小学校の教頭として、さらに平成10年から4年間、甲良西小学校の校長として通算10年間甲良町で勤務をしていただいております。甲良町の教育の課題、実態はよくご承知いただいていることはもとより、最後は愛知川東小学校の校長で定年を迎えられましたが、現在は心身障害児通園施設である愛犬つくし教室の校長をされておられます。若いころはブラジルの日本人学校に勤務、また文部省から海外研修員として欧米派遣されるなど、その経験は多岐にわたり、教育全般に対し非常に熱心な方であります。

人格も高潔で、教育委員として適任者であると思われまますのでご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 堀内光三氏については、今、町長の提案の説明がありましたように、甲良町の実情によく通じておられるという点で評価をしたいと思います。

同時に、甲良町が抱える教育的な問題、それから人間的な問題も、そして教育行政をめぐる状況は非常に複雑多岐にわたっています。いろいろ聞こえてまいりますのは、学校運営上のさまざまな保護者との関係、それから、学校内での人事的な問題もきっちりと精査を、また整理をしていく必要があります。

そういう点では、長年続いた同和対策事業におけるいろんな諸問題、それを整理をしていく必要がありますし、また、教育課題でもその点を反映した問題が出てまいります。私が強く希望したいのは、間違ったことにはしっかりと、毅然とした対応をすること、同時に、人の進むべき道、これを本職業

でありますので、私が釈迦に説法をする必要はありませんが、人の道を、道理を説く、こういう立場で臨んでいただくことを強く希望して賛成討論とするものであります。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

ここでお昼の休憩をいたします。

1人行きますか。もうお昼にしましょうね。

(発言する者あり)

○藤堂議長 したいの。そうですか。済みません。時間を押したり外したりが、ここ、いましてとやりにくいもので。

(発言する者あり)

○藤堂議長 発言者の希望によりまして、次に、日程第21 一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。

諸般の都合により、本日の質問時間については、甲良町議会規則第56条第1項の規定によりまして、1人35分以内といたします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問してください。

なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いいたします。

それでは、3番 木村議員の一般質問を許します。

3番 木村議員。

○木村議員 それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

一般質問の通告書を出させてもらったわけですが、いきなりの質問でちょっと苦言を呈することになるろうとは思いませんでしたが、まず通告書どおりのライフサポートセンターの活用についての質問から始めたいと思います。

まず、ライフサポートセンターの活用についての質問ですが、瑕疵担保特

約、瑕疵担保責任というのがあるかと思うんですが、このサポートセンターに関しまして、その責任のある業者は何社があるのかということと、その瑕疵担保も業種によって何年の保険が適用されるのか、されんかということもお尋ねしたいと思います。

○藤堂議長 保健福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 瑕疵担保のお話が出たんですけれど、何社あるかということで町の方が契約しておりますのは浜野工務店1者でございますので、そこが窓口になっているというふうに考えております。

あと、何年かという質問でございますけれど、建築基準法で見えますと、瑕疵担保は10年というふうになっております。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 浜野工務店1者ということなんですが、いわゆる設計の方とか、あるいはソーラーの関係で電気の方とかはあるかと思うんですか、そうではないんですか。

○藤堂議長 参事。

○中川保健福祉課参事 済みません。失礼しました。設計管理の方は安田工務店、それからソーラーの方につきましては別工事の契約になっておりますので、ヨロキ電機ということで3者になります。申しわけないです。済みません。設計の方については確認ができていないので、お調べしてお返事させていただきます。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 続きまして、建築物、いわゆる建屋についての質問をさせていただきます。

まず、基礎の部分というか、ベースの部分で床面と主要道路、主要道路といいますのは、私が思うのにセンターの東側にある道路で、北から南へちょっと下り坂になっておろうと思うんですが、その道路との関係についてちょっとお尋ねしたいと思います。

センターの東側の道路は、今言いましたように南に向かって傾斜があるということで、一番センターの東側にある部分が、いわゆるかつらぎと、デイサービスのかつらぎという部分のことなんですが、そのかつらぎの床面ですね、それは寄せてもらったところ段差がなくバリアフリーといいますか、そういうふうになってございます。その床面と東側の道路との関係のことをお尋ねしたいんですが、支障があるのかないのかということをお尋ねしたいと思います。

○藤堂議長 参事。

○中川保健福祉課参事 質問の内容は、床面が道路より低いんじゃないですか

ということでよかったですでしょうか。確かにおっしゃられている建物、東側の道路よりは床面が低いです。多分15センチぐらいだったというふうに記憶していますけれど。ただ、建築基準法でいきますと、排水等が条件を満たしていれば道路より低くても大丈夫やというふうに聞いておりますので、そういうふうに考えております。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 ということは、あの東側の道路の左右に、いわゆる川があったかと思えます。ですから、その川が万が一オーバーフローした場合に、今答弁がありました15センチほど低いということであると、単純に申しますと建屋の中に入ってきてしまうということになるんですが、そこら辺のことをカバーしてあるというふうな答弁だと思いますが、どのような設備になっておるのかを、よければご説明していただきたいと思えます。

○藤堂議長 福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 排水はすべて東側の道路に面している水路に雨水はそこに流れていくようになっております。南側の道路ですね、辻さんの方に入っていく道路なんですけど、そこに側溝を入れておりまして、その水がすべてそちらに、東側の排水の方に向かっていっているという設計になっております。

以上です。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 ということは、いわゆる万が一のときには対処ができるという判断でいいわけですね。

○藤堂議長 参事。

○中川保健福祉課参事 一応設計上はそのように考えております。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 そしたら、その次の質問に移らせていただきたいと思えます。

ここに支援センター、町の方から資料をもらっております。これは何かと申しますと、先日センターを1年たったということで住民の方からも不都合があるところがあるみたいでというような町民の声を聞きましたのでちょっと気になりまして寄せてもらったところ、いろいろとあったということで、それを一覧表ということにさせていただきまして、これを議員さんみんなにコピーをして渡そうと思ったんですが、10枚ほどあります。あまりうれしくない部分の資料だと手渡しで、回覧でお返ししますので、質問の間、見ていただいたらありがたいと思えます。

サポートセンター自体の構造物なんですけど、寄せてもらったところ、ほんまに私、目を疑いました。もちろん使用にあたっては、行かせてもらったと

ころ日々そういうようなパターンで仕事をしていただいていると思うんです。だからそれほど支障がないかもしれないんですけど、万が一今、回していただいた資料によりましたら、自分の家が、我が家が1年ちょっとでこれほどのことがもしも起きていてわかったら、すぐに完璧な修理を要求するというところでございます。

これらのことを今、回してあるんですが、保健福祉課の方はご存じだと思うので、これらのことは1年ほどたったら起きて仕方ないということを思っておられるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○藤堂議長 福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 そんなことが起きて当たり前というふうには思っておりません。ご指摘のとおり、うちの方も何回か施設は見に行っておりますし、少しずつすき間ができていくとかいう話は伺っております。何回か手直しした部分もあるんですけど、木材の反りとか収縮とか、あるいはクロスのはがれができてはがれかけているようなところも見受けられました。都度都度手直しをしていただくというのも本来あるべきことかとは思いますが、木材の収縮となってきましたと直してもまたどのぐらい開くとかいうことがわからないという現状もありましたので、1年間たったという時点で1回精査をしまして全体的な手直しをしていただくというふうを考えております。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。玄関のところも、私の記憶によりますと去年のオープンするときにもありまして、何回かお尋ねしたときにもあったんですが、玄関のところ、いわゆる入り口に向かって真ん中にシートが敷かれてありますよね。あれはずっとなのか、そのままで使用されるのか、一部手直しがされるのかということをお尋ねしたいと思います。

○藤堂議長 福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 あの部分も一応手直しということでやっていただいています。雨が降った状態で、ぬれた靴で上がりますと非常によく滑るということをお伺いしておりますので、至急に対応したいと思います。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。先ほどの答弁にもございましたが、既に修理をされたところもあるようにお聞きしましたが、私、行って一番びっくりしたんですが、一番東側の建屋でデイサービスのかつらぎという部屋がございしますが、あそこのフローリングを見せてもらったときには、ちょっとびっくりしたんですが、あのフローリングは何が起こったんでっしゃるか。

○藤堂議長 保健福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 あそこの床につきましては、一度床材が少しすき間が

結構開いてきたという状況がありまして、5ミリぐらい開いていたと。いったんその部分を手直しさせていただいたんですけど、経過をしていくにあたって別の箇所も開いてきているみたいなどころがありますので、床暖房になっておりまして、その影響なのかどうなのかということは、ちょっと今わからないんですけど、コンサルを交えて現場を見まして対応を考えていきたいというふうに考えています。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 確かに一部手直しがされていたようには思うんですが、あの手直し、床暖ということで、あるいは床暖があるのはあそこの部屋とその隣、その部屋の西側ですね。呼び方がわからないんですが、いろんな器具が置いてあって、体操とか、いわゆる転倒防止とか等々のことをやっておられる部屋も床暖があったんだと思うんですが、今この不具合が出ておるのはかつらぎの方だけなんですか。どうですか。

○藤堂議長 福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 あの施設はほぼ、ほとんど床暖が入っております。いわゆるフローリングが入っておりますのは、今おっしゃられているかつらぎ、デイサービスセンターの部分だけで、あとはタイルカーペットといいますか、を張っております、そちらの方につきましては今のところそういう不具合は聞いておりません。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 そうしますと、あのかつらぎの部分のフローリングなんですが、それは設計管理、設計者さんの方でこの材料を使いなさいというような指導があって使ったものなのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○藤堂議長 福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 仕様に基づいて材料を使っています。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 ということは、何事もなんですが、やってみなければわからない部分はあるかと思うんですが、あの手直しされていた部分は、僕は直し方は納得いかないというふうに思っておりますので、今後もあるか、一部あると言われましたので、この間行ったときも何枚か板が、フローリングが反っておってちょっと段ができてあったような部分もあります。ですから、あ那时候にはフローリングが、幅が多分8センチぐらいの幅のフローリングだったと思うんですが、その真ん中を見た目割られて補修をされたというふうになっておったと思うんですが、あのままでは補修とは僕は言えないと思います。だから、もう少し様子を見ようというようなことも答弁されましたですけど、あれは那时候にはもう少しうまく、全部やりかえよというよう

な言い方はしません。でも、感じよく模様のなものができれば、別にほかの材料、材質に、いわゆる床暖に強い材質を使っていただければきれいに直すことができるんじゃないかという、これは要望でございます。

そうしましたら、次に移らせていただきます。

ちょっと聞いておりましたら、かもいが下がってしまってドアの開閉に支障があるというように聞いたのですが、修理をされたというふうにお聞きしましたが、どのような修理だったのかお尋ねしたいと思います。

○藤堂議長 保健福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 かもいが下がったというか、そった状態で渋くなったということで、かもい部分を削る、あるいは建具の部分を若干削るというような形で対応させていただきました。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 構造上のことを、僕、よくわからない部分なんです、例えば私どもの家を例にとりますと、私どもの家も一部クローゼットのドアの開閉があまりよくなかったということで大工さんに調べてもらったところ、かもいの真ん中あたりを、普通やったら天井から引っ張り上げてかもいを下がらんようにしてもらるのが普通だったらしく、でもそれが抜けちゃったわけですね。だから、それを気がつかれて天井裏に上がって、そのかもいを引っ張り上げられたという経緯がありまして、それ以降は全然普通になっております。今の答弁によりますと、削る云々なので、その部分で今後も起き得るんじゃないかというふうにもふと思ったんですが、どうでしょう。

○藤堂議長 保健福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 その部分も含めまして、一応設計業者を入れて現場確認をして対応する作業に入りつつあるところですので、構造も含めて確認させていただいてしかるべき対応をしていきたいというふう考えております。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 完成後、今年、いわゆる二度目の梅雨が来て、多分暑いであろう夏が来て、そうしますと建築関係の業者さんに聞いておられますと、その時期で不具合が出る可能性が高いというようなことを聞きましたので、秋ごろになったら落ちつくんじゃないかというふうなことを聞きますし、普通の木造の家ですと3年はちょっと様子を見なあかんというようなこともアドバイスを受けていますので、なるだけかっこよく、修理をしていただくのならばなるべくかっこよく、もう1回細部にわたって見てほしいと思っております。これは要望でございます。

それでは、次に移らせていただきます。

太陽光の部分なんです、太陽光に関してのふぐあいとかはございますか。

- 藤堂議長 福祉課参事。
- 中川保健福祉課参事 ソーラー発電等については、今のところ何も聞いておりません。
- 藤堂議長 木村議員。
- 木村議員 それでは、次ですね。沢山の方が利用されているように聞いております。そこで利用者からの苦情なんかがあればお聞かせ願いたいのと、なければいいんですが、ない場合に何かふぐあいがあるんやけど聞きづらいわみたいなことがあるケースがあるかと思うんです。だから、目安箱とは言いませんですけど、アンケートボックスなんかを置かれて、あそこの利用する側でアンケートボックスのようなものを置いて意見をもらえればお互いに有効活用の分がいいんじゃないかというふうに思いますが、どうでしょう。
- 藤堂議長 保健福祉課参事。
- 中川保健福祉課参事 子育て支援センターの方に職員もおりますし、筋トレ等を含めて事業を委託しておりますがうちの職員も出入りしておりますので、利用者からの声は聞きやすい状態にはなっていると思いますので、十分に反映した形での意見を聞きながら施設運営をしていきたいというふうに考えております。
- 藤堂議長 木村議員。
- 木村議員 それでは、次に、続きまして、この間寄せてもらったときに現在工事中の箇所が2カ所あったように思います。おのおのの説明をお願いしたいと思います。
- 藤堂議長 保健福祉課参事。
- 中川保健福祉課参事 22年度で整備させてもらっています主な内容は、建物本体の西側、畑と隣接しているあいている部分に、あの施設の倉庫の整備、それと一部未舗装になっておりました駐車場部分の舗装というのが主な工事でございます。
- 藤堂議長 木村議員。
- 木村議員 倉庫というのは当初から必要だったと思うんですが、時期がずれたのには何か理由があったんでしょうか。
- 藤堂議長 福祉課参事。
- 中川保健福祉課参事 倉庫が要るんじゃないかということはありませんけれども、けんじいの方の民家を借りている部分での小屋というものも少しありましたので、そこでの対応というものも考えておりましたが、実際にやってみると物入れが足りないということもありましたので、今回工事をお願いしてさせていただいているところです。
- 藤堂議長 木村議員。

○木村議員 今出ました、昨年も丸山議員の方から質問がありましたんですが、再度、けんじいの家についての質問をさせていただきたいと思います。

現在の入居状況はどうでしょうか。

○藤堂議長 福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 現在、男の方が1人入居されております。あと2名ぐらいの方の相談とかいうことが続いておりまして、なかなか入居に踏み切れないといういろんな個々の状況がありまして、まだ入居には至っておりませんが、希望されている方が2人ほどおられるという状況です。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。私が通告書を出させてもらったときにはその情報が私も収集不足でわかっていなかった部分があるんですが、今男性が1名おられるということで、それはそれで喜ばしいことだと思います。

そうしますと、あそこは5名、6名というスペースがあろうかと思うんですが、まだ入居者が定員に満たしていないというようなことなんですが、今答弁がありましたように、2、3の云々ということがありましたが、私が心配することじゃないんかと思うんですが、ばらばらと要件を満たしておられる方が来られるかと思うんですが、そういうときに、リーダーシップをとれる班長さんといいましょうか、委員長さんと申しましようか、そういう方がいないとうまく利用を続けていかれないというふうに思いますが、そういうところは担当課としてどのように指導をしていかれるか、お尋ねしたいと思います。

○藤堂議長 保健福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 けんじいそのものの入居条件の中には共同生活ができる方ということもありますので、その辺のことを含めて、そこへ入られた方が住まい方を皆さんがルールを決めていただくと。そこに対してふぐあいが生じないようなアドバイスなりを保健福祉課の方がしていくことを考えておりますので、その辺はほったらかしてはなくて、きちっとうまく共同生活が送れるような支援をしていきたいというふうに考えています。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 私、常々思っておることがあるんですが、いわゆるテレビなんかのドキュメントといいますか、そういうものを見させてもらったことがあるんですが、今の入居状況によりますと60前後以上ということが規定の中に入っておると思うんですが、大学生ですね、先ほども雑談で出ていましたけど、甲良町でもワンルームマンションが5万とか6万とかいうような値段がするんだというように改めて聞きましてびっくりしたんですが、大学生なんかも入居していただいて、簡単に言いますとおじいちゃんと孫さんというよ

うな関係になろうかとは思いますが、そういうようなことで共同生活をしていただいたらというふうにも思いますが、そこには規約の改正等々の問題が出てくるんですが、そのようなお考えがあるかどうかをお尋ねしたいと思います。

○藤堂議長 保健福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 いわゆる福祉の措置的な入居でない場合には、多分アパート、マンション等いろいろな法律の関係の整理が必要になる場合があるかと思しますので、その辺のことはこれからちょっと検討させていただきたいと思いますが、それ以外に有効利用ということでのいろいろな活用の仕方を今検討させていただいて、できれば4月から、できることからということで行うに移していきたいというふうには考えております。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 それでは、続きまして2番の方のふるさと交流村の進捗状況というふうに移らせていただきます。

ふるさと交流村についての質問ですが、昨年9月の補正だったと思うんですが、また金額が、先ほどもちょっと繰越明許に出ていましたけど、私も2,000万ぐらいの金額だったと思うんですが、それで合っているかどうかの確認と、設計を入札されたと思うんですが、その設計を入札された時期と金額が幾らだったかとお教え願いたいと思います。

○藤堂議長 産業課長。

○茶木産業課長 設計でございますが、安澤設計事務所に入札を行いました。入札の時期については、今はっきり覚えていませんが、年内に入札をして進めようというところで整備をしてきました。またその前に、こういうことで行うのかというところでせせらぎ直売所の役員さんと再三協議を重ねてきました。その内容をもって入札していこうというところで若干ずれが出てきているものでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 せせらぎの役員さんというか、せせらぎの担当従業員さんといいましょうか、ちょっとお尋ねしておったんですが、5月ごろにはやってもらえるんじゃないかというようなことを思っておられたように私は思います。だから、通告書の方には3月末には完成して4月から仮オープンというふう聞いていたがということを書かせてもらったんですが、なぜ遅れてしまったのかをお尋ねしたいと思います。

○藤堂議長 産業課長。

○茶木産業課長 9月に補正をいただきました。その後、レイアウトの状況、また生産の確立を進めるために部会制をとっておりますので、9月から10

月については各部会の説明会に入ってきたと。そういうことから最終的にはまた役員会をそれをまとめてしながら、建物の中のレイアウト、配置をどうするのか、また加工も含めてというふうな部屋でございまして、そのレイアウトをどうするのかという部分で再三協議をしてきました。最終的にまとまってきたのが2月末ということになりまして、ずれがそこで生じてきたと。

当初は私も4月にはオープンというところで頑張ってきたわけでございます。12月に本当は入札もしていきたいというふうなことで再三協議も進めてきましたが、やはりちょっと一部レイアウトの変更となると設備関係の関係もすべて図面もやり直しということが出てきておりますので、その辺で遅れが出てきたということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 遅れてきたという説明はわかりましたんですが、今、組合と言われたように思うんですが、例をとると、マーガレットステーションなんかはいろんな組合が、部会が集まっての組織になっているように聞いております。ナシとかメロンとかブドウとか等々ですね。甲良町の場合はどういうふうな、組合という言い方が合っているのかどうかはわかりませんが、幾つかの部会があるんでっしゃるか。

○藤堂議長 産業課長。

○茶木産業課長 大きくはせせらぎ直売所というところの会員さんがございまして、その中を部会制をとっております。露地野菜部会、施設野菜・いちご部会、給食部会、果樹部会、花卉部会というふうな形の中で5つの部会制度をもって、部会長をもって組織をして生産体制等々を検討しながら中で進めていただいているというふうな状況でございます。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 ちょっと遅れてきているということの答弁があったんですが、今日この時点でどれくらいの時期に、時期的なものです、答えてほしいんですが、いかがでしょうか。

○藤堂議長 産業課長。

○茶木産業課長 今まとめに入っております、入札については3月中に入札をするというところで今詰めをしておりますので、入札は3月にやって、完成については設計業者と時期の調整をして図っていきたく思っております。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 そうしますと、我々もですし、せせらぎに携わっている方も、あるいはお客さんも、みんな早いことを望んでおられるように思います。それでもしも完成の暁には、今の楽市の部分からこちらに移られると

ということなのですが、現在の直売所の跡地利用というのは何か考えておられまっしゃるか。

○藤堂議長 産業課長。

○茶木産業課長 現在の跡地については、今検討はしてありませんが、やはり町有地でございますので、これからまた内部でも十分に議論して跡地の利用計画も立てていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。

そうしましたら、最後、鳥獣害対策についてお尋ねしたいと思ひます。

鳥獣害対策なんです、正楽寺と池寺と、あるいは長寺というふうな部分があるかと思うんですが、正楽寺の方は今年度でざっと見せてもらったところ、ほぼ完了に近いと、完成に近いと思っておりましたが、最後のところですね、いわゆる池寺の名神のところなんです、がたがた道で道がついております。あそこのところがまだ未完成だったと思うんですが、あそこはどのような仕上げになるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○藤堂議長 産業課長。

○茶木産業課長 名神に上がっていく道のところ、奥の方に、あそこのところの末端につきましては、最終のまた23年度事業のときに、まだ下草が生えたりしておりますので、緊急雇用、県の事業の中で、それから向こうのフェンスがたしかあったと思っておりますので、その取りつけも含めてやっていこうというふうな考え方をしております。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 あそこの部分は、私どももその奥の方に一部山があるんですが、あるいは軽トラであそこへ入っていく方々もそんなに多くないんですが、あろうかと思ひますので、フェンスの開閉扉で仕上げられると思うんですが、そこら辺のことは今答弁をいただいたように23年度でやっていこうというふうに聞きましたので、仕上げを見ていきたいと思っております。

その次に、今度は池寺の方のことをお尋ねしたいんですが、当初正楽寺は今年度でやるということ今年度の当初には聞いておりました。でも、池寺の場合はどうなるかというふうに不安を抱いておったのが実情で、それが来年度、23年度で何とかしたいというふうな産業課のお話を聞きまして非常に喜んでおるところでございます。

ですが、範囲がちょっと気になっております。と申しますのは、去年、今年でしたっけ、里山再生の部分でやってもらったんですが、里山再生の部分は池寺にとっては池寺にお宮さんがあります。お宮さんから長寺の方へ向か

ってずっと山際を再生をされてもらったわけですが、その里山再生の部分と、今度フェンスの工事をしていただく部分は同じなんですか、違うんでしょうか。

○藤堂議長 産業課長。

○茶木産業課長 上川さんの住宅がございますので、あそこで今現在も電気柵の区切りをしております。それから下の方に向かって、若宮のための方に向かって整備をしていこうというふうなフェンス計画でございますので、上流については、西明寺さんの向こう側の里山の方については計画はございません。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 最後、聞き取れなかったんですが、計画はない。そうしますと、里山再生で下草刈りをやってもらったところと、フェンス工事をしてくださるところとは若干のずれがあるという理解でいいんでしょうか。

○藤堂議長 産業課長。

○茶木産業課長 里山で整備したところをすべて獣害のフェンスにするというものではございませんので、それは別の問題ということで計画しております。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 本当は里山再生のときと同じ範囲でやってもらいたいという第1希望がございます。何とかそうならんかなというふうに思っております。でも、最悪今、上川宅という話が出たんですが、上川宅のところからフェンスをしていただくというような計画があるということなんですが、あその上川宅のところにもう1軒、西村宅というのが2軒並んでおります。その今計画を聞いておりますフェンスをしていただいたときには、西村宅の方は完璧ではないんですが、ほぼフェンスの内に入るといいんですが、上川宅の方は完全にフェンスの外になってしまいますので、しかも上川宅というのは307沿いに建っております、307沿いから行きますとほぼレベルは平面です。ところが、裏側に回りましてフェンスをしていただくという道があるんですが、その道からは2メートル以上の高さのところになります。そこを上川宅の方で擁壁をして家を建てておられるという状況なんですが、そのフェンスを裏側からされた場合、上川宅には何の、あまりよくないというふうに思いますんですが、そういう部分は何かお考え、ありますでしょうか。

○藤堂議長 産業課長。

○茶木産業課長 今回の鳥獣害被害対策というのは、あくまでも農作物の被害の減少というのが基本でございますので、まずその辺をしっかりとってからまた県の方に聞きながらその辺の対策は講じていきたいと思っております。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。その回答がいい方向になるべく早く解決ができればと思っております。

その次に、もう最後になりますが、今も申しましたですけど、フェンスの工事が今の上川宅の裏側だけじゃなく、里山再生をしていただいた、そこから約300メートルぐらいの距離のところにお宮さんがございます。その部分も何とかしていただければありがたいなというのと、ただ、そっちの方は無防備になってしまいますんですが、何か対策は考えておられますやろか。

○藤堂議長 産業課長。

○茶木産業課長 その上流のご指摘の部分については、農作物の植えつけも現在されておられませんが、そういう部分から考えますと、いわゆる農作物の被害対策には該当してこないというような現状でございますが、一部山手の方については里山整備で1回入らせていただいておりますが、もう一つ、田んぼやら畑があったところについては23年度で再度下草刈りの緊急雇用の県の方の事業で入っていこうというふうな対策を今検討しております。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そうしましたら、要望等々も申しあげましたので、なるだけお宮さんの方まで考えていただきたいということを要望して私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○藤堂議長 木村議員の一般質問が終わりました。

ここで、しばらく休憩をいたします。再開は1時半ごろから行いますので、13時30分。

(午後 0時12分 休憩)

(午後 1時35分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、6番 宮寄議員の一般質問を許します。

6番 宮寄議員。

○宮寄議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今、甲良町議会で議員資格審査委員会の継続審議となっていることについて、私が知っていることもありますが、皆さんに知ってもらうため、また、今後の資格審査の参考資料にするためにあえてお聞きします。

被選挙権の要件である住所とは、生活の根拠地であって居住の客観的事実および生活の本拠地とする旨の本人の主観的意思により決定すべきものであるとされております。実際に被選挙権の有無をめぐって資格決定の要求がある場合は判定が困難であり、議会としては住民基本台帳の住民票や選挙人名

簿登録の有無などを参考にしながら家族との居住の状況や勤務をよく調査し、把握した上で生活の根拠地はどこであるのかを客観的、総合的に判断しなければなりませんとあります。

そこで、最初に住民課長にお聞きいたします。

確認の意味でお聞きしますが、実際は町外に生活の根拠があるのに町内に住民登録している人の登録戸数と人口は地区別に何名おられるか、お聞きします。

○藤堂議長 住民課長。

○山崎住民課長 ただいまのご質問でございます。生活の根拠というよりも、住宅があるという方でございます。本年2月28日現在での該当世帯は41戸、人口にして115名ということで、地域別に申しますと、愛荘町の常安寺、ここが6世帯、それから円城寺が2世帯、それから豊郷町の雨降野が7世帯、そして彦根市の葛籠町が10世帯、法土が4世帯、高宮町が12世帯でございます。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 次にお聞きしますが、町内に新たに転入とかで住民登録に来られた方の住所に土地や家があるとか、生活できる状態であるとかの確認はしているのか。そのときにできなくても後日何らかの調査をしているのか。また、住民基本台帳法上、申告だけで現地は確認していないのか。また、確認しなくてもいいのか、お尋ねします。

○藤堂議長 住民課長。

○山崎住民課長 いわゆる住民の登録でございます。手続に来られましたら、一筆の照会ということで、申される地番があるかないかということは、他町にはありませんけども、甲良町ではそれを確認をしているということで、特にその他の確認と、住宅ということは事務要領に含まれておりませんのでやっております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 再質問のようになりますけど、基本台帳法上、申告だけで現地は確認しなくてもいいことになっているんですね。

○藤堂議長 住民課長。

○山崎住民課長 疑義が生じればその必要もあろうかと思いますが、それでない限りはそこまでは行っておりません。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 疑義があればという答弁ですけども、今回その中に町会議員の方がおられるということで資格審査の対象になっておられるんですが、その点につきましては現地確認などされておられるのか、よろしくお願ひします。

○藤堂議長 住民課長。

○山崎住民課長 ただいまのご質問でございます。調査委員会の方でそういった形の指摘がありましたら、そういった中で、特に甲良町は実態調査の事務取扱要領を定めておりませんでしたので、今後そういった疑義につきましても公平に調査ができるよう、その制定を3月1日付で早々に制定をしたところでございます。

そして、ご指摘の山田議員についての調査でございます。その取り扱い要領に従いまして事前の調査を行ったところでございます。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 では、次に、ごみ収集についてお尋ねします。今問題になっているところは長寺と呉竹に多数の住民がおられるということですが、その場所のごみの収集はどのようになっているのか。甲良町がしているのか。それとも愛荘町もしくは彦根市がしているのか。甲良町がしているとなれば混住している人たちのごみはどうなっているのか。回答してください。よろしく願います。

○藤堂議長 住民課長。

○山崎住民課長 ただいまのごみの収集のことでございますけども、甲良町に住民の登録がしてございます。それから、そうやってごみの収集につきましては、当然他の町民と同様に収集はするわけで、それぞれ自治会で決められたごみステーションに出していただきながら町が収集をしているということでございます。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ということは、ごみの収集は甲良町、高宮に住居があつて甲良町に住所を置いておられる方なども甲良町がしているという認識でよろしいんですね。

○藤堂議長 住民課長。

○山崎住民課長 甲良町に住民登録がされていまして、自治会等で大体そういったごみステーションの負担もしていただいておりますので、そういった中で甲良町が当然収集をしております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。

次に、去年の10月に国勢調査が行われました。この調査の基本的なことをお聞きします。

調査対象者は家のあるところで行うのか、それとも住民登録しているところで行うのか、どちらですか。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 ただいまの国勢調査の現状について、ちょっと説明させていただきます。

国勢調査は5年毎に一度実施される調査でありまして、調査にあたっては国勢調査の調査区という地図に基づいて調査員が調査を実施いたします。町の境界線付近世帯の取り扱いについては、当然調査の漏れもなく、また重複もなく調査を進めることが基本でありますので、近隣の市町と調整をして調査区の区域地図に沿って調査をしているところでございます。

それで、家とか住所要件とか、そういうものについての調査ではありませんのでよろしくお願いいたします。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 丁寧過ぎるというのか、ちょっと私には理解できなかったんですけど、もう一度お尋ねします。

調査対象者は家のあるところで行うのか、住民登録しているところで行うのか、回答願います。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 家のあるところを中心に、地図の中で区域を。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。

次に、今問題になっている土地に住んでおられる方は、先ほどの答弁で4戸115名ということで、どこで調査されているんでしょうか。長寺と呉竹と地区別に国勢調査と住民登録の人口は何人ですか。どれぐらいの差があるんでしょうか。もし今わからなければ14日に資格審査特別委員会がありますから、そのときまでに何か表にして提出してくださっても結構ですが、もし今答えられるのであればお答え願えますか。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 手元に資料がありませんので、14日に提出します。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 それでは、次に、水道課長にお聞きします。

今お聞きしている地区の水道と下水道の状況をお聞きします。甲良町に住民登録している人の水道加入状況ならびに下水道の加入状況はどのようになっているのか。また、使用料の請求方法はどのようになっているのか。普通であれば上水道の使用料に応じて下水料金が設定されていると思うのですが、その辺はどのようになっているんですか。

○藤堂議長 水道課長。

○陌間水道課長 上下水道の場合は、申請人の住所地に関係なくそれぞれの行政区域内の合理的な整備と地域住民の利便向上のために区域を越えて施工で

きるよう、市町間で協定を交わして水道水の供給、また下水道の整備等を行っております。

使用料につきましては、上水道の場合は甲良町がメーターをつけますので甲良町がその申請人に直接請求をしております。下水道の場合につきましてはそれぞれの地域の実情を考慮しまして甲良町が直接請求する場合、また相手市町が直接請求される場合等のケースがあります。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ということは、先ほどの答弁でもありました、住民課長からの答弁でありました41戸115名、41戸の、これも実名を入れてなさなくても結構ですから、これも14日の日までに下水道は、例えば呉竹のAさん、長寺のBさん、上水道は甲良町、下水道は愛荘町もしくは彦根市とか、わかりやすく表にまとめていただければと思うんですけど、どうですか。

○藤堂議長 水道課長。

○陌間水道課長 41戸全部の方が町に関係するとはちょっとあれなんですけど、上下水道に関係する方の名簿ということで提出させていただきます。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ついでにもう1つお聞きしますが、水道料金、下水道料金が滞納になったりした場合、または水量等にクレームがあった場合は上水に行くのか、下水に行くのか。水道の検針、メーター調べは甲良町がしていると思いますが、他の町から幾らかの手数料みたいなものももらっているのか、お聞きします。

○藤堂議長 水道課長。

○陌間水道課長 甲良町が直接請求している場合につきましては甲良町の検針員さんに検針をしてもらっておりますので、ほかの町からの手数料等はもらっておりません。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 今、下水が完了したばかりであります、十数年後には耐用年数が来ると言うんです。そのうち下水、上水ともやり直すと思うので、今からでもそのことを双方の市や町と協議しておく方がいいと思います。やはり町や市の境界ではっきりしておく方がいいのではないかと思います、いかがですか。

○藤堂議長 水道課長。

○陌間水道課長 その都度その都度相手市町さんと協定等を交わしてやっておりますが、今後の修繕等ももちろん出てくると思いますので、またそれぞれの市町さんと協議させていただいて進めていきたいと思っております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。よろしくお願ひします。

次に、町民税、固定資産税等の税の課税状況や徴収方法についてお聞きします。念のためにお聞きしますが、町民税等は住民登録されている甲良町で家のあるところの固定資産税は愛荘町なり彦根市で課税されていると思うんですけど、その辺は確認されていますか。どうですか。

○藤堂議長 税務課長。

○建部税務課長 住民税や国保税、軽自動車税については住民登録をしている人を基本に課税しております。固定資産税については、甲良町内に所在する土地、家屋および償却資産を所有している方、企業に課税しております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 もう一つ、踏み込んでお聞きしますが、私の調査では長寺区内で住所登録しておられる方、そこでこの前資格審査でちょっと視察というか、回らせていただいたんですけども、そこで住所登録がされているという番地には建物も土地らしきものも見当たらない。土地はもちろんあるんですけども建物自体が見当たらない。そういう場合は、そういう調査等とかそういう場合はどうなるんですか。

○藤堂議長 税務課長。

○建部税務課長 固定資産については甲良町内に所在している物件というか、土地家屋、償却資産について課税しておりますので、居住しているとかしていないにはかかわらず所在の土地家屋について課税しております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 それぐらい私も、固定資産税としてはそうだろうとは思いますが、この質問は資格審査等で、委員会ですていきたいと思うんですが、では、住民課長にまた戻りますけども、質問が、この前調査に、車で通っただけなんですけど、住所登録されているところに建物がないんですね。建物がないところでも住所登録はできるわけですか。その土地の名義人まで私は調べてませんけども、どうなんですか。

○藤堂議長 住民課長。

○山崎住民課長 ただいまのご質問でございます。窓口に届けに来られて、何べんも言いますけども、地番が照会にてあれば、それは登録は受け付けをしております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。地番があれば登録は受け付けているということですね。

次に、学校・保育園等の就学・就園状況は、その地区の子どもたちはどちらでも自由に行けるのか、何らかの手続が要るのか。どうですか。

- 藤堂議長 教育次長。
- 金田教育次長 保幼小中すべてですが、住民登録地での申請になります。宮寄議員が言うような生活実態というような調査まではしておりませんので、ご理解をお願いします。
- 藤堂議長 宮寄議員。
- 宮寄議員 わかりました。
では、保育料の算定の方法はどうしているのか、お聞きします。
- 藤堂議長 教育次長。
- 金田教育次長 その対象の子どもが属する世帯の住民税が幾らか、また所得税が幾らか等によって保育料は算定をされます。
- 藤堂議長 宮寄議員。
- 宮寄議員 わかりました。
次に、福祉関係のサービスも住民登録されている方が受けているということでもいいんですか。何か調べていただいたことがあれば報告してください。
- 藤堂議長 保健福祉課参事。
- 中川保健福祉課参事 先ほど住民課長がごみの収集の件で説明があったように、住民登録をしているという方であれば福祉サービスも提供しております。
- 藤堂議長 宮寄議員。
- 宮寄議員 次に、長寺区の自治会活動についてお聞きします。
もちろん長寺の12組としていろいろな区の行事に参加されているのは私も知っております。区の役員にもなっておられます。町外の居住者ということで区としての何か特別な制約とか、取り決めはないんですか。もちろん協議費も払っておられると思いますが、どうですか。
- 藤堂議長 長寺センター館長。
- 茶木長寺センター館長 議員から説明がありましたとおり、長寺には区の規約がございます。その中の第5条に、大字長寺の区域および隣接地に居住し、また長寺の区域内に建物を有する者で区長が認めた者というふうな規定がございます。この規定に基づきまして、今ご指摘の地域につきましては区は認めておりますので、区民という形で行政サービスを行っております。
- 藤堂議長 宮寄議員。
- 宮寄議員 その第5条なんですけど、私も今初めて聞いたんですけども、長寺に居住されている方、認める方と文言の中でおっしゃいましたが、今問題になっている議員は、長寺の中に居住があるんですか。
- 藤堂議長 長寺センター長。
- 茶木長寺センター館長 区長が認めた者というふうな区域がございます。
- 藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。

次に、2番目の事項の職員の人権侵害についてですが、職員のいじめというか、人権侵害についてお聞きします。

従来のいじめの定義では、自分より弱い者に対して一方的に、身体的、心理的攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じている者とありますが、昨年職員間で心理的攻撃を加え、相手が深刻な苦痛を感じているということがあったと聞いております。私が聞いているだけでも3件あったと聞いております。3件とも職員のげた箱に誹謗中傷の投書らしきものがあったと聞くが、その実態についてご存じですか。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 今、投書というふうなことでおっしゃっていただきました。

私が知っておるものでは、1点目は、職員が遊んでいるということで税金を大事に使えというおはがきがあったということ。また、人事異動での不満についての手紙があった。また、指名願の関係で、指名入札申請に職員として目が届いていないということで職員の無能さということでの指摘をいただいているというものはあったかととらえております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 済みません。局長。ちょっとこれを配っていただけますか。

行き渡ったと思うんですけども、ここに原本があります。そのコピーを今お渡ししました。今、総務課長がお答えになった事実とまた違う件だと思うんですけども、たしか退職するべきである、旧新、総務課一同という定規で書かれたようなこの文面なんですけども、これはある職員が今年の7月か8月に総務課長に相談されていると思うんですけども、これ、見覚え、ございませんか。どうですか。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 このものについては見覚えはないんですけども。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 見覚えがないというか、こういうことがあったという報告もなされていませんか。聞いておりませんか。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 ちょうど7月だったかと思えますけども、そのときに職員の中から退職をとということで手紙が来ているというふうな話は聞かせていただきました。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 その職員の方は総務課長に相談というか、届けを出してありますということで確認させていただいたんですけども、そのことを町長に報告な

り、相談はしましたか。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 一応町長の方にもそういうことがあったということと、警察の方にもこういうことであったということだけはお伝えはさせていただきましたけども、このようなことで出ているということは知らなかったということでございます。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 町長に相談して事前にあるんだったら、なぜそのように答弁に詰まるんですか。昨年7月に、先ほどは聞いていないような、これは見ていないけども知らないからとおっしゃったじゃないですか。そのように町長に報告して警察にも相談してあるのならなぜ答弁に詰まるんですか。お聞きします。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 私が言わせていただくのは職務強要の関係での一連の中で総務課職員の方に退職、やめるようにという手紙が来たんだというのを職員であるおばに当たる方から聞かせていただいたというふうなことで、そのことについては町長、あるいは警察の方にそんなことも来ているということのお伝えだけはしたということでございます。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 そのことも町長に相談されて警察に報告したという認識でよろしいんですね。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 状況をお伝えをしたということでございます。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。

それともう一つ、あなたにお尋ねしますが、総務課長、昨年8月か9月ごろに、野瀬前主監と会議室で2時間程度こもっていたと聞いております。そこで野瀬前主監と何をしておられたのか、そのことは町長の許可をもらって2時間も会議室で密談されていたのか、お聞きします。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 今おっしゃっていただいていることについてですけども、ちょうど本町の防災行政無線の入札をしていかなければなりません。前任は野瀬主監とともに下の総務課で一定の地ならしをされていたというふうなことでございます。新しく私、あるいは総務課2階の方で担当を持ちましたけれども、その状況みたいなものが書類上ではありますけれども、現実どのような形で進めていったらいいのかわからないというふうなことで、入札審査会

にもかけなければなりませんし、庁内の中での新しいデジタル化という中でどのようにプロポーザルを進めていったらいいのか、そういうふうなことがわかりませんでしたので今までの話がされている経過、そして前回はどのような形になっていたのかというふうなことを含めましてお話を聞かせていただいて、それをもとに参考にしながら進めたいという思いでお話を聞かせていただいたということでございます。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 いわゆる引き継ぎの一環ということですね。

もう一つの質問で、そのことは町長に許可をもらってされていたことなんですかがまだ抜けていますけど。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 町長に特に許可をいただいてということはしていなかったと思います。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 町長に許可を得ていなかったんですか。引き継ぎのことですから許可を得る必要もなかったのかと判断されたんだと思うんですけども、まさしく去年のたしか8月か9月ごろと聞いております。官製談合疑惑の渦中の人物、野瀬前主監と町長の許可も得ずにそういうような軽率な行動、私からすれば軽率、引き継ぎの一環だったというので軽率は取り消しますが、そのような渦中の方と2時間も密談をしていたとほかの人から見ればとられかねません。そういう場合はやはり町長に一言声をかけておくとか、総務課長として認識が薄れていたんじゃないでしょうか。どうですか。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 おっしゃるようなこともあろうかと思えます。密談では決してございませんので、その点はよろしくお願いをしたいというふうなことを思いますし、以後何をしていたんだというふうなことで町長、あるいは何人かの方にもお話をいただきましたので、そのことについては考えていかなければと思っております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。総務課長として軽率な行動は、今後慎んでいただきたい。そうでなければ要らぬ疑惑、疑念を抱かれかねないということで、次の質問に入ります。

甲良町はいろいろなところで人権を第一に掲げています。その町の職員の間でこのようなことがあるんです。どういうことでしょうか。まだ刑の確定していない議員に対して、あれは懲りていないなどと発言している職員もいれば、今度は職員間同士のいじめなんです。まだまだ職員一人一人のもの

になっていないのと違いますか。相手の立場になって考えることが大切だと思いますが、そのことについて知っていたら、見解と、そのときの対応方法、もしくは今後の対応方法についてどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 12月の議会でもそのことについてのご指摘もいただきました。そのときも言わせていただいたんですけども、この問題を職員みんなの住民対応ということで考えていくという場を持ちたいということで1月4日の日ですけども、セキュリティアドバイザーの川合さんにコンプライアンス、法令遵守と住民対応についてという勉強会を持たせていただいていたみんなのものにしたいと考えました。

その中でありましたものは、まずあいさつということで、ごく当たり前で小さなことを実践し、明るい職場環境を演出するということ、そして、強い使命感を持って公務員の原点に立って職務に精励すること、信義や誠実さはすべての町民に必ず通じるものと確信すること、そして、公平無私の精神で違法、不法、またはルールに反した要求は断固拒否するんだというふうなことを学ばせていただきました。職員、行政一丸になりましてこのような取り組みをしてまいりたいというふうに思っています。

○藤堂議長 宮崎議員。

○宮崎議員 総務課長の見解はよくわかりました。また、このげた箱の件につきましては町長自身もげた箱にそのように近い、町長自身もあつたと聞いておるんですが、この件について町長の見解をお聞きいたします。

○藤堂議長 町長。

○北川町長 私のげた箱に投書が1通ございました。これは、昨年6月か7月ぐらいやと思うんですけども、内容は、今議会が百条委員会を設置して官製談合疑惑について一生懸命いろんな議論をし、調査をしていると。それに対して町そのものは何もしないで指をくわまえて待っているのかというようなことで、町長は何もしない、ぼーっと見ているだけやというようなことでの批判の投書がございました。

しかし、百条委員会で調査をしている官製談合疑惑については、行政としては、それは議会の委員会が特別委員会を設置して調査をする、そういう委員会ですので、行政そのものがそれに介入なり、あるいは意見を申し上げるということは一切できません。したがって、百条委員会が結果を出すまでは我々としてはその推移を見守るということしかできないというようなことです。

8月1日の広報で、私のA4、1ページで百条委員会についてというよう

なことで行政の見解もしています。こうら広報に出ささせていただいて、その投書の返事をさせていただいたというようなことであります。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。その内容までは私も私に教えてもらった者から聞いておりませんでしたので、確認のためお聞きしました。町長に対する叱咤激励だったのだと思います。

それでは、次に、公共施設の管理についてお聞きいたします。

町民グラウンドの屋根つきグラウンド倉庫の管理はどこの課が管理をしておるんですか。そこで何名かが集まっておられることもご存じですか。知っているならどのように対応されたか、お聞きします。

○藤堂議長 社会教育課長。

○山本社会教育課長 運動公園の施設関係は、教育委員会の方が管理しております。

それから、もう一つの方の倉庫の件のことなんですが、私が聞いたのは1月の中旬ごろなんですが、運動公園の屋根つきグラウンドの倉庫で、そこで人が集まって飲食をしているというふうな情報がありました。1月ごろ、雪が沢山降りましたので、実際に倉庫の方へ行って調査をしたのが2月の中旬でありました。その中で、行ってみますと、そこにストーブとか、カセットコンロがあって、あけたときにそこで飲食をしている、そういう状況を確認したところであります。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 教育委員会の管理ということなんですね。わかりました。

次に、私の家の前の公園内にある小屋というか、通称、私の聞いたところちろりん村と呼ばれておるらしいんですが、そのことについてお聞きします。

あそこはたしか保育園バスの停留所で、送り迎えの人の駐車場と聞いていたのですが、実際は送り迎えの人は道路に駐車していて、保育園のバスも寄りつけなくて道路にはみ出して、乗り出していると聞いております。この建物はどこが管理しているのか。ここではグラウンドより、より悪質な使われ方がされていると聞いております。その実態はご存じですか。

○藤堂議長 社会教育課長。

○山本社会教育課長 実態と申しますと、私が聞いたのは平成21年ごろ、あそこの親水公園、通称ちろりん村という、そこのバス停の中で高齢の方がそこで集まって、いわゆる最初の要望であった保育所の園児の保護者のバス停が使えなくなっていると、そういう状況を聞きました。

そこの管理の方なんですが、もともとは町、区の方から平成12、3年ごろだったというように思うわけなんですが、長寺の方にはピエロの滝という

親水公園があるわけなんです、むらの中央の方にそういう親水公園がない。他字のようにそういうようなものがないから、むらの中央の方につくってほしいという要望があって、15年ぐらいに完成したということでもあります。

親水公園につきましては、各集落におきましてもあるわけなんです、その管理については各集落でお願いをしているということを区長会等でもお願いしておりますので、その親水公園についての管理主体については区の方にあるというふうに考えております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 管理自体は区の方にあると今答弁をいただいたんですが、区の方と何か文書で誓約書みたいなものは交わされているんですか。お聞きします。

○藤堂議長 長寺センター館長。

○茶木長寺センター館長 私の方では引き継ぎ事項では、文書的には交わしてはおりません。ただ、実質上区の方にありますので、区の方で管理せよというようなことで、管理というような形で思っております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 区との信頼関係で文書等もないと理解しましたが、今後こういう問題がたびたび出てくると思われます。できれば簡単な文書で結構ですので、区とのそういう契約というか、そういうのをひとつしておいた方が今後のためによろしいのではないかと思います。

それと、山のグラウンドの方ですけども、そこは撤去されたと私は聞いております。一方では厳しく指導して、もう一方はほったらかしというものはどうかと思うんですが、町としての見解をお聞きします。

○藤堂議長 長寺センター館長。

○茶木長寺センター館長 一応区の方をお願いしておりますので、昨年、私、かわりました。その中でいろいろ聞きまして、区長、また副区長さんが集まっておられる方のところに申し出をされております。しかし、現状なかなか聞いてもらっていないというのが現状でございます。今現在まだ使っておりますので、今後も新しい、もうじき体制になりますので、今後区とセンター、併せましてできるだけ協議しながら、区の支援をしながら解消できるような努力をしていきたいと、かように思っておりますので、よろしくお願ひします。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 どうも答弁を聞いておりますと、区の方に管理を任せてあるから区の方に、区の方にと、何か責任を区の方にだけ押しつけているような答弁に聞こえるんですけども、やはりそこは区に任せたといっても、結局最終責任は行政側、町にあると思うんです。そういう答弁の仕方、区の方に任せた、

任せてあるから知らないというように聞こえるんですが、もう一度区の次の4月1日からなられる新区長さん、副区長さんとも協議を重ねてこの問題を解決して行ってほしいと思います。

そしてもう一つ、旧の子育て支援センターの管理はどのようになっているのか。たしか2月の中ごろの夕方に車がいっぱいとまっていて電気がついていたこともあります。ということは、誰かが管理されて、誰かの許可で誰かがそこを使っていたということなんですけども、誰が使っていたかとか、確認は、私はとれておりません。このかぎはどこの誰が持っているのか。今管理しているのは誰なのか、お聞きします。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 今おっしゃっていただいた2月中旬と言っていたきますと、役場の方、総務課の方がお使いをさせていただいたというふうに思っています。車がいっぱいあったということですので、防災行政無線の個別受信機、今、各字を配布をさせていただいていますけども、一時仮置きにその場所を使わせてもらったということですのでございます。

今現在は、長寺センターにかぎを持っていただいているというふうな状況でございます。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ということは、今管理をしているのは行政、甲良町ということで認識しておいてよろしいんですか。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 そのように考えていただいて結構です。実は、ちょっと経過だけ言わせていただいてよろしいでしょうか。

21年6月に集落懇談会がありまして、その後の区三役からの要望によりまして、子育て支援センターを長寺西公民館として払い下げをしてほしいという要望が区の長寺西区長の丸山光雄氏、役員さんからあったということですのでございます。そのときに協議がされまして、町の方で協議しまして、町としては県への施設については補助金がありましたので用途変更をせなあかんということが1つと、あと、施設については無償提供を区の方にさせていただいて、施設の維持管理一切を区にお願いするというふうなことでのお伝えをしまして、区で再度協議をお願いをしたいということで言わせていただいたということになっております。

ちょうど21年11月に調整会議、区の三役の調整会議が持たれて修理が向こう10年以内に発生しそやというふうなことやら、地元の維持管理の負担等の問題を整理する必要があるのではなくて継続して集落で協議させてくださいというふうなことで、今現在は要望についてはとまった状

態ということでございます。お話があれば区の方の優先に考えさせていただくという行政の方針は変わっていないと思っております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 今後、この活用はどのように考えているのかをお尋ねしようと思ったんですが、今答えをいただきましたので。継続して、もし長寺区から申請があれば前向きに検討していくという認識でよろしいんですね。結構です。次に、町内の交通安全についてお聞きします。

最近1年間の町内の事故件数をお聞きします。その事故の多い場所はどこですか。また、その危険箇所の対応についてどのようにされているか、お聞きします。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 町内の事故の件数ですけれども、平成21年の1月から12月までで町内で起こっている小さな事故を含めまして198件、そして22年1月から12月までの間で165件ということになっておりまして、件数では33件の減少をしておるんですけれども、町内交差点での出会い頭の事故等々の分が多く発生しているという現状がございます。特に危険な箇所というふうなことで言われておりますのが、下之郷の方の2点の点滅の信号があります交差点、また長寺の変則5差路、そして国道307にもなるんですけれども、一休庵前のカーブ、そういうふうなことが言えようかと思っております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 この箇所、今の特に下之郷、長寺、池寺、これは12月議会でも私が質問しましたように、この3カ所は特に甲良町内でも危険箇所と行政側も認識されていると思うんですけれども、最近でもちょうど私の家の斜め前になるんですけれども、長寺の交差点、特にこの事故の状況と対策についてお聞きいたします。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 長寺の変則5差路の関係ですけれども、1月、2月で3件立て続けに起こったというふうなことでございます。いずれも町外の方が事故の原因者というふうなことにはなっておるけれども、事故の形態としましては、広済寺方面からの車と雨降野方面からの車が衝突をしまして、雨降野方面からの車の一時停止違反、そういうふうなことが原因で広済寺側から来た車が山本米穀の方の標識に当たったりとか、そういうふうなことになっているということでございます。

これについては、赤く道路上をペイントしていただいたりとか、とまれの注意喚起のクラッシャーを、掲示板をつけていただいたりというふうなことがあるんですけれども、あまり効き目がないという現状があるかと思ってい

ます。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 今、総務課長にお答えいただいたように、確かに赤いペイント、とまれの標識、電光掲示板は設置していただきました。残念ながらよかれと思って私も急いでもらったんですけど、その工事を。なかなか成果が出ていないようで、どうも今年の1月、2月の3件の事故、この3件のうち2件は、私、事故の音まで聞いております。どかんという。その2件とも山本米穀店のとまれの標識をなぎ倒しておりました。ということは、県道、雨降野から来る側がほとんど加害者になっております。ということは、どうもあちら側のとまれが、標識が見えないのか。故山崎議員の自宅のちょっと横のところにとまれの電光掲示板がありますが、あれがどうも見えにくいのか、私の家の方のとまれの方は、そっちからの事故はないんですね。ということは、ほとんど雨降野から来る側の加害者の車が事故を起こしております。

ということは、2年前も言いましたとおり、要望しましたんですけども、もう一度この字、空中でこの字を描いたとまれ、ちょうど道路の中央にとまれが見えるような工夫をしていただけないのか。それをしなければあそこの事故は減らないと思うんですね。信号までは急に無理といたしましても、とまれの標識、何か工夫をしたとまれの標識を考えていただけないか、お聞きいたします。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 私もそこの十字路のところをもう1回走ってみまして、雨降野側からどうなんだろうかと思って走って見たんですけど、1つだけ私でも気づいて、もっと早くと言われれば仕方がないんですけど、とまれの三角の標示板ですけども、かなり色あせているというふうなことを思っておりますので、彦根署の方にも協議に行ってもらいまして、そのとまれの看板をつけかえていただくということはしていただくようにはなっておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

あと、空中でとおっしゃっていただいた部分ですけども、県道というふうなこともありますし、車両やらの関係やらが私には今ちょっとわからないので、そこら辺のことやらを建設課等でも協議に出していただいて、もう少し警察を含めて県土木で何かしていただけるのかどうかを協議してみたいというふうに思っています。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。なるべく空中でとまれの標識をつけていただけるよう、ご努力お願いいたします。そのような要望を最後にいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○藤堂議長 宮寄議員の一般質問が終わりました。

次に、4番 金澤議員の一般質問を許可しますが、金澤議員に申し上げます。質問の中に個人名が出てまいります。これは当然2人の個人に承諾を得られていると思えますけれども、本会議ですので、記録上、ずっと残ります。そういう意味で、できますれば他の表現、言い回しでお願いをしたいと思えますし、また、先ほど宮寄議員の質問ともかぶる部分がありますので、その部分は異なる見解、見方で質問をお願いします。

それでは、4番 金澤議員の一般質問を許可します。

○金澤議員 4番 金澤です。

議長の許可が出ましたので、ただいまより一般質問を始めたいと思います。

まず、1点目の補欠選挙について質問をいたします。

去る2月21日、臨時議会において前議員は資格審査特別委員会の報告に基づき、6対3で議決され、いったん失職されました。ほとんど証拠等の検証もされず、半ば強行的にたった2日間の短い審査でいまだ不当な決定であったと思っています。

1つは、平成21年の売り上げのみを注目し、甲良町の公共工事の売り上げが50%を超えると指摘されていまして。そこで、まず選管や、また国や県でどのような基準があるのかということを経務課にお聞きしたいと思えます。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 私どもの方、総務課の方でございまして、議会の中での資格の特別委員会ということで決めていただきましたので、私どもとしましては議会の自立的な自立権に基づいて自主的に決定されているというふうなことについての中身についてはちょっとご答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 この問題の指摘の中で、1年のみだけならともかく、例えば年間3,000万以上の売り上げしかない会社に勤務している議員がいて、たまたま1,500万以上の工事が落札されたと。その時点で議員の資格がなくなるのかと。ということは、1年間、民間もなく、甲良町の工事だけが落札されてそれが3,000万あったと。それが1,500万以上、3,000万しか売り上げがないのに1,500万以上になると。こういう場合、その時点で50%を超えるわけですね。そうしたら、これは議員の兼業禁止で議員の資格を失うのか。その点はどうか。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 済みません。私どもの方は選挙管理委員会というふうな形の

立場で言わせていただきますと、議員さんの兼業禁止規定については、立候補予定の説明会の中でも候補者のしおりの中で言わせていただいています。そのときには、届け出には職業は詳細に記載して当該選挙に係る議員と兼ねることができない職にある者については、その職名を記載してくださいと。そして、地方自治法92条の2に規定する関係にある者についてはその旨を記載してくださいという書き方をさせていただいています。その候補が、該当する候補が当選された場合、それは当選告知を受けた日から5日以内に兼業を有しなくなった旨の届け出が必要ですというふうなことを言わせていただいています。届け出ないときは当選を失うということになります。また、町の請負をしないということでしたら当選はできるということにはなりません。そういうふうな形でのご答弁とさせていただきたいと思います。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 後から質問をさせていただきますけど、この問題は当然直前3年とか5年でこういうことが起きていれば議員の資格を問われるということも、想定もできますけれども、たった1年で、町の工事が3,000万落札して、それが1,500万以上あったら、当然3,000万だったら100%になりますよね。3,000万で落札して3,000万の売り上げを記載しなければ。だから、普通は3年とか5年の平均をとるとか出てくるわけですね。先ほど答弁をしてくれましたけど、それ以上行政としては答弁できないんですけど、そこで、やはり問題は、兼業禁止の条例がない。兼業禁止、議員の。そういうことがここに明記していない。これは後から企画課の方に聞きますけど、こういう兼業禁止の条例がないから問題が起きる。ということは、指名の中でも触れますけど、そういうことですね。

当然過去にもこういう議員の、甲良町には建設関係の会社が、建設業を営んでいて議員になったというケースを沢山私も知っています。その点、この問題が資格審査ができてから調査をしましたか。売り上げの問題とか。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 選挙管理委員会の方では、資格については、先ほども言いましたように兼業を有しなくなった旨の届けをされるかどうかということ判断するものでございまして、主に売上高が、請負額が幾らだというふうなことでの調査はする必要はないというふうなことでなっておりますので、そのことについては触れさせていただかないと。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 ということは、もう1点だけ確認しておきますけど、要するに代表者がかわって、議員が前代表者だったと、会社の。現職の議員が、前議員が会社の取締役であったと、代表であったということが選挙前に既に交代し

たということの確認だけですね、選管として確認するのは。そういうことでよろしいんですか。後のことは関係ないと。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 代表だったということで兼業に当たるということになれば、それについての届けがされれば、選管としてはそれ以上のことは何も必要でございません。ただ、言っていただくように、その内容につきまして議員の資格に疑義がある場合は、今回もされているような資格委員会の中で決定されるものということで選管とは直接関係なしということでございます。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 そこで、こういう問題が発生したので、今後行政として条例の制定についてはどういうふうに思っていますか、兼業禁止の条例の制定については。ちょっと補足させてもらえば、兼業禁止というのは、議員は、甲良町は建設業者が沢山います。また同じような立場で議員になる前代表を交代して、それで立候補すると。そういう問題は、今の資格審査の問題に触れて失格した議員もいるんですね。その防止の意味で、甲良町は今後条例制定をしたらどうかと私は問うているわけですけど、どうですか。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 質問には入っていない。

○藤堂議長 答えられますか。金澤議員、質問事項の中に入っていないし、答弁が用意されておりませんので、次の機会にその質問はしてください。

○金澤議員 わかりました。

そしたら、次に行きます。

2番の現在の住民の状態についてということで、先ほど一般質問した宮寄議員と一部重複するところもありますけども、住民課課長、一部重複するところがありますけども、わかりやすく答えてくれれば結構ですので。

まず、このように甲良町には住民票があり、隣接する他町に住んでいる人、また、甲良町には居住があり他町に住民登録している人が今何人ぐらいいるかと、1点目。

2点目は、先ほど宮寄議員も言っていましたけど、行政サービスはどのようにしているのかと、その人たちに対して。

○藤堂議長 住民課長。

○山崎住民課長 ただいまの金澤議員の質問でございます。

宮寄議員と一部ダブるということで、戸数に関しますと、他の町域に住宅があったというのは41戸で115名該当がある。それから、隣接地での、町内に住宅があり、町外に住民登録をしているということも最近の調査でわかりました。それが3戸7名でございます。

それと、行政サービスをどのようにしているかということで、全く住民でございまして、町民と同様に扱っております。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 課題として、このような人が、対象になる人が次の選挙に出馬するとなると、どのような甲良町から基準があるのか、甲良町に。ということは、先ほど言った甲良町に住民票があつて、今現在問題になっている資格審査で云々ということが出ていますけども、この人たちは今度の選挙に、そのエリアの人が該当がないと今思っていますけども、その人が今後の補欠選挙で出馬するとなったときにはどんな基準が要るのか。

○藤堂議長 住民課長。さっき答弁で、質問が甲良町に居住があり、他町に住民登録をしている人の数を教えてくれということです、答弁の内容が違います。

○金澤議員 住民課長、私が問うているのは、今、議長の言ったように、町外に居住していて甲良町に住民登録をしている人、この人がこのエリアの中から今度補欠選挙に出馬するには町としてどういう基準があるのか。

○藤堂議長 住民課長。

○山崎住民課長 ただいまのご質問でございます。すべて住民としてみなしておりますので、すべて住基法に従ってあらゆる権利が同様でございます。

○金澤議員 わかりました。

次の質問に移りたいと思います。

○藤堂議長 答弁が違ってよろしいか。

○金澤議員 それで結構です。もう答えをもらいましたので。

○藤堂議長 いや、答えは言っていないんですから。

○金澤議員 何ですか。

○藤堂議長 他町に住民登録をしている人の数がわかっていない。

○金澤議員 それ、もう1点。

○山崎住民課長 先ほどもお答えしましたけども、他町に住民登録をしていて甲良町に住宅があるというような方は3戸でございます。

○金澤議員 結構です。あるということですね、3戸ね。今後もその人たちも同じような方向でやっていくということですね。今までと同じように。

○藤堂議長 住民課長。

○山崎住民課長 その3戸の方は、住民票は甲良町にございませんので、その権利はありません。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 3番目の教育長の問題について質問いたします。

この問題は、私は一般質問書を提出した後に議案書が届きまして、質問で

はないんですけども、こんな問題に対して町長がいろいろご苦労願ったと思いますので、堀内さんに対してここまで来た経緯とか、できたらちょっとお聞きしたい。

○藤堂議長 町長。

○北川町長 昨年8月末で前教育長の藤原新祐さんが退職をしたいというようなお話を、昨年の正月明けぐらいから実は聞かせていただいております。理由は何かというようなことで聞きましたところ、体のぐあいもうひとつやというようなお話でございました。しかし、地元で生まれて地元で育って、小学校、中学校の校長等も歴任をされて、非常に甲良町の中の事情をよく知っておられる教育長であって、私も平成17年12月でしたか、藤原教育長が選任されたときに、人事案件で、賛成をいたしました。したがって、教育長として適当な人であるというような私も思いを持っておりましたので、よくよくのことがない限り任期満了までは何とかお願いをしたいというような話をさせていただきました。

今年の9月が任期満了になる予定でありましたので、何とか任期満了まで頑張ってもらえんか。その間に次の教育長の対策を立てるといので時間もいただきたいというようなお話をしておりました。それでずっと来まして、実は8月5日から8月15日まで、昨年はニュージーランドの方に教育長として中学生の海外派遣に随行をしていただきました。帰ってこられたのが15日でございますが、20日ごろに突如脳の血管が少し切れたというようなことで緊急入院というようなことで面会謝絶というようなことになりまして、それを聞かせていただいて私も大変驚いていたというようなことでございます。そういう中で教育長の奥さんの方から、何としてでもやめさせていただいて治療に専念をしたいというようなお話もございまして、それを受けて、そこまで体が悪いのを無理してとめるということもできませんので、やむなく受理をさせていただいて、9月1日以降教育長が空白になったというようなことでございます。

その間、教育長不在の中で教育次長が職務代理者というようなことで頑張らせていただいております。特に新年度の教育人事というのには非常に頭を悩ます部分で、教育次長も教育人事については初めてでもあるし、私もあまりそういうことにかかわったことがないのでわからない部分もあって、県の教育委員会の方にもいろいろとお願いをしました。そういう中で、何としてでも教育長を早いこと何とかせないかんというような思いもあって、2月初めぐらいから名前をしてもらえば議長の方からも推薦もいただいた、学校の校長先生が地元の方にもいらっしゃいますので、その方にも議長やら総務課長同伴で日参させていただいて、3回ほどお願いに寄せていただいたんです

が、どうしても受理をしてもらえないというようなことであきらめざるを得ないというようなことになりました。

それで時間がずるずると来て、最終的には甲良町の、堀内先生は在籍が10年もあるということで非常に実績がある。私も湖東衛管で愛犬つくし教室の施設長ですので、毎回議会の方にもおいでになっていただいております。そういう中でつくし教室に対する質問に対してもてきぱきと答弁をされている、そういう姿も見させていただいて、この方であれば大丈夫やなというような思いをしまして、教育次長と2人で説得に寄せて2回ほど行かせてもらって、2月の下旬にやっとの思いで受理をしていただいたということで、期限も私の任期中は何とかお願いしたいということで受理をしていただいた。そういうことで今日は教育委員の人事案件で上げさせていただいた、こういうことです。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 よくわかりました。町長、ご苦労さんでした。

町長、次の質問に行きます。少し角度は違うかも知れませんが、町長は就任以来、職員の機構改革をされてきています。そこで、住民サービスで重要な福祉課にもいまだに課長がいない。福祉課には課長は要らないんですか。

○藤堂議長 町長。

○北川町長 保健福祉課は、実は金澤議員もご承知のとおり、昨年の6月の初めに村田前議会事務局長が亡くなられたというようなことで、急遽議会事務局長を仕切る者が全くいないというようなことで、現大橋局長を最初併任で、両方ともかけ持ちで議会と保健福祉課の課長を兼任した形で頑張っていた。

ところが、両方ともかけ持ちというのは非常に難しいというようなことから、7月1日で議会事務局長に正式になっていただくというようなことで保健福祉課長が空席になったということになると、今、現中川参事が、当時課長補佐でございました。ところが、中川参事も保健福祉課は非常に長いので、キャリアがあっているんなことがてきぱきできるというようなことから7月1日付で保健福祉課参事に昇格を急遽させていただいて、そのことによって本会議にも出席もしていただけるというような形をつくらせていただいて今日まで来ているという中で、新年度、23年度、もうすぐ人事移動を含めて、これは検討していかなければならない、そういう事案でもございますので、それを見ながら新年度は課長のポストも何とかしていかなければならないなという胸の内を持っております。

○藤堂議長 金澤議員、今の質問も通告書の中に入っておりません。町長が答弁

できたから許可しましたけれども、今後通達のされていない質問は受け付けませんので、そのつもりで質問してください。

○金澤議員 わかりました。

4番目の入札制度について、行きたいと思います。

今度入札制度については条件つき一般競争入札にするということですが、先ほど資料の中に、甲良町建設工事等入札関係改正ということでもらっているんですけど、沢山あるんですけど、これは、この中には全部細則とかいろいろあるんですね、当然、一つ一つに対して。しかし、これだけでは漠然として、この中身というのは私が見てもちょっとわかりにくいので、一般の議員が見たらもっとわかりにくいと思うんですね。

ということは、現行と改正点の対比、もしくは比較するような一覧表があったら一番よくわかると思うんですけども、これではちょっとわかりにくいと思うんです。何か資料はありますか。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 資料としてはありませんので、今、条例とかインターネットを含めてですけど、そちらの整備中であるということで、具体の。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 ということは、少なくとも新年度に入ったら対比できるようなあれはいただけるんですね。現行、今改正ということでいろいろ取り組んでいると思うんですね。その中身、現行と改正の比較できるやつ、いろいろ。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 先般の勉強の中でも概要だけ一応説明させていただいたところですけど、今後業者の方を含めてですけど、具体わかりやすいというような形の方で考えていきたいとは思っております。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 今後、この入札制度についてはどのような条件をつけるのか、例えば同一条件ですとか、また条件整備、金額の問題とか制限とか、エリアの問題、そして営業所の制限とか、町内業者育成に関する制限とか、その辺はどういうふうになっていくんですか、これから。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 基本的には、1番目の条件つき一般競争入札にするのはよいが地元への配慮はないのかということと、今の聞かれている内容はちょっと違うんですけど、今現在考えておりますのは、工事発注区分においては、今後審査会で慎重に協議をしながらバランスのとれた工事発注区分というものを検討しながら入札を実施してまいりたいというふうに思っております。

- 藤堂議長 金澤議員。
- 金澤議員 条件つき一般競争入札というのはいいんですけど、これは地元業者も入札に指名参加を出していますよね。その点について、これは条件がいたら一般の外部からも指名参加を受け付けて、その中に、一般競争入札の中にその事業者も入れて入札するということですか。
- 藤堂議長 企画監理課長。
- 米田企画監理課長 当然そのようになろうと思います。
- 藤堂議長 金澤議員。
- 金澤議員 その点は、条件的にはどういうふうになるんですか。例えば地元業者、地元でいろいろ税金等も変わってくると思うんですね、払っている金額が。その辺は今の営業所も含めてこれからどういうふうに変えていくか。当然地元業者は沢山の金を地元で営業しているから、営業申告もしているし、甲良町に納付している金額も違うと思うんです。その辺はどういうふうに考えているんですか。
- 藤堂議長 企画監理課長。
- 米田企画監理課長 まず、今考えていますのは、年間の工事の件数、また金額をもとに発注が特定クラスに偏ることのないよう全体のバランスを考えて工事発注区分を設定し、今後、金澤議員が言われているように地元業者も含めてですけど、そこら辺、審査会で慎重に協議をしていきたいというように思っております。
- 藤堂議長 金澤議員。
- 金澤議員 その点はまた資料ができてから質問させていただきます。
次に行きたいと思います。
最近、下の方で入札の結果発表を見ていると、いろいろ全員がオール失格とか、不調とか、報告に張っていますんですけど、あれは業者が見積もりの能力がないのか、それとも行政が最低基準とか、その辺がものすごく厳しいのか、その辺はどうですか。
- 藤堂議長 企画監理課長。
- 米田企画監理課長 基本的には、建設工事の部分が今質問されていると思うんですけど、建設工事の設計に関しては県の標準の積算基準をもとに設計しておりますので、町としては間違っていないという判断をしておりますので、その内容についてはまでは、私の方で応札される方のことについてはちょっとわからないんですけど、結構内容については審査されているというように思っております。
- 藤堂議長 金澤議員。
- 金澤議員 県の基準に従っていけば、当然今現在やっているソフト会社が販

売している積算ソフトに基づいた、今の県の95から99%までが設計基準に金額は近づく見積もりができるわけです。それなのに何でオール失格になるということがちょっと腑に落ちないんです。全員オール失格というのは。本来ならば県の最低基準と町が同じような方法をとっているので考えられない、全員失格というのは。だから、設計上に問題があるのか。どうですか。それはたぶん設計は管理業者に委託しているんですね。設計業者に。積算とかは。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 積算についてというのは、担当課を中心として、建築も含めてですけども、そちらの方でされておるんですけど、最低制限価格とか、そういうのは従来でありましたら5月1日付で基準を業者の方に全部知らせておりますので、最低制限価格はこういうようになりますよというようなことを基準として報告されていると思います。それと、予定価格においても今は未公開、後で事後公表、予定価格については事後公表という形を22年度はとってきているというようなことで、ここ1年を通して予定価格の範囲内に届かない部分というのは数件あったことは事実でございます。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 私は前からいろいろ提案しているエキスパートですね。その道の専門家ということで、やはり土木工事においても、建築工事においても、今の甲良町の職員の技術者を見ていると、踏み込んだところで設計の金額のチェックができないと思うんです。きちっと甲良町では。だから、設計業者に委託だけして、それを丸のみにして私達はいろんなことを全部オーケーを出していたと思うんです。だから、本来甲良町でそういうプロを雇用してやっていけば、そこですべていろいろチェックできるかと思うんですけど、その点はどうか、今後。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 人事案件ですので私がどうか言うことじゃなしに、現状のことについてちょっと説明させていただきます。

まず、本町の場合においては、先ほども申しましたように、建設工事については県の土木の標準積算基準というものをもとに積算書を作成しておるところでございます。

そうした中、建築については専門的な職員はいないということでございまして、特に本町の場合は建築工事については高額な金額も含めてですけど、箱物については何年かおきに計画をされているということになってきており、建築設計関係は主にコンサルさん、今金澤議員が言われるようにコンサルさんを中心とした設計管理を委託しているのが現状であるということで、箱物

の計画等においても数が少ないということで人件費等を含めて常駐職員を配置することは難しいのではないかなというふうに私としては思っておるところです。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 同じコンサルトばかり使っていれば、今のようにオール失格とか、不調になるとか、だから、積算のところの問題があるんじゃないかというのでちょっと疑問がわくわけですね、これは当然。ということは、今後コンサルを使うのも委託するのも結構ですけど、その点も含めて、なぜ業者がこれだけオール失格になったり、不調になったり、見積額と業者が入札している金額がなぜかけはなれて業者が上の方へ行くかと。なぜ町のコンサルに見積もってもらった金額に業者がそこへ近づけないのかと。ということは、内容に問題があると思うんですね。その辺、これから、そしたら、その道のプロを雇用できない事情があるのなら、コンサルをかえる必要もこれから出てくると思うんですが、その点はどうか。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 今ほど言われている内容については、ここ1年間、私も入札に参加させていただいて、そうした中でいろんなケースもありましたので、その点についても審査会等で十二分に議論しながら検討をしてまいりたいというふうに思います。

○藤堂議長 町長。

○北川町長 この問題につきましては、まず、昨年、22年度は予定価格を公表しないということになりまして、それまでは予定価格を公表しています。だから、予定価格を公表しているということは、業者の皆さんはそれを基準にして自分のところがどの程度で行くかという計算をしたから不調に終わることは少なかった。ところが、昨年22年度からは予定価格を一切公表しません。したがって、業者の皆さんが鋭意努力をして、企業努力で積算ソフトを駆使して、自分のところで適正な価格を、見積もりを出してくださいよという企業努力を促しているわけですね。

ところが、なかなか高くなったり、全員が高過ぎて不調、全員が低過ぎて不調。ですから、不調がいつも高過ぎて不調ばかりとかそういうことじゃないんです。安過ぎて不調、高過ぎて不調というのはあるわけです、全員が。

ということは、業者さんが計算がしっかりできていない部分もあるのではないかと。私はそこが言いたい。だから、その部分は業者さんもしっかり勉強してほしい。確かにコンサルを使う場合もあるし、そして、甲良町の職員の中で、いわゆる技術専門員、9名おります。土木施工管理1級、あるいは管工事1級、そういう土木関係の専門員もおる。この新年度は建築の1級の

職員も1人採用します。したがって、今後はそういう職員たちも、今度は県の技術センターでしっかり研修をしてもらって、積算もきちっとしてもらおうというような方向で進めていきたい、このように思います。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 町長からいろいろ説明いただきましたけれども、私から、自分から言うのはおかしいんですけども、業者にそういう積算ソフトが出ていると。それから言ったら絶対そういうことにならないんですよ。それに基づいて、ちょっと金が高くつくんです、販売しているソフト会社があるんです。そういうこともあるんだということをおそらく教えてあげていただくと、そんな全員がオール失格とか、不調になるとか、そんなことはないと思うんですけど、その点、またそういう指導もよろしくお願いします。

続きまして、今後の甲良町の方向性について、町長にお尋ねいたします。

昨年1年間は百条委員会のことで町外に大きな波紋を呼んでおりました。何ら町のためによい方向で議論が行われたとは思っていません。私は大変残念に思っていますけども、まず、百条委員会で議会の方が告発をされまして、あれから2カ月以上になるのですが、何ら動きがないようです、町の方は。

そこで、町としては年末に告発すると町長は明言されておりましたですね。今どのような状況なのか、説明を求めます。1点目。

○藤堂議長 町長。

○北川町長 今、金澤議員がおっしゃったとおりに、1月1日付のこうら広報でもその内容を織り込んでおります。したがって、昨年の12月17日でしたか、最終日に議会の百条委員会の結果を受けて行政も告発をしますというようなことで発表もさせていただきました。そして、真相究明については司法の場にゆだねるというようなことで決めさせていただきました。私どもは顧問弁護士がおりますので、福井事務所の方にその旨早速申し上げ、そして資料提供をすべてさせていただきました。

何せ弁護士事務所、担当の弁護士さん、舟橋先生ですけれども、いきなりどかつとした資料を持ち込んでいきなり相談をさせていただきました。そういうことの中で、ずっと最初からの経緯が頭の中になかなか全部を飲み込むことが非常に難しかった。そういうことで非常に時間がかかっております。やっと内容が一通り頭に入って、状況判断が少しずつできてきた中で、今現在、シンプルになりますけれども、告発文を作成をすところまで来ました。

したがって、今月中には告発文が完成して、それを私どももそれを見させていただいて、これで妥当かなというような判断をした上で、最終的には告発する。そういう時期がもう近々来るのではないかなというような思いをいたしております。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 わかりました。

昨年も滋賀県下で最も人口が、先ほども町長が言っていましたけども低下していると報道をされていました。また、地元の建設業者も含め、甲良町は中小零細業者が相当苦しい。それで、今後の対策、ハード面、ソフト面、両方について今後どう考えているのか、その点をちょっとお伺いします。

○藤堂議長 町長。

○北川町長 甲良町も昨年1年間でよいニュースが新聞報道されない中で、非常に寂しい思いをしております。そういう中で甲良町のイメージアップ、挽回を図らなければならない、そういう思いをしております。先般も「ぶらり街道」というBBCの、県の町村会が6町を順番に紹介する、そういう番組の収録が2日にございました。その中でも甲良町は国勢調査の結果、人口が極端に減って、県下でナンバーワン、少なくなったということによって非常に県下一小さな町というようなイメージになりました。

だから、そういう中で人口の減少に歯どめをかけたり、流出に歯どめをかけたりというのをどうしたらいいか。そういう部分についての話もこの間収録の中でもちょっとお話もさせていただきました。そのことによって少しでも歯どめがかかれば人口が減少することが少なくなるであろうというような思いをしております。

今後の甲良町の方向性については私なりに4点ばかり申し上げさせていただきます。

甲良らしく、みんなの力でせせらぎ遊園のまちづくりを推進し、今日まで取り組んできた住民主体と人権尊重のまちづくりを2本柱とするせせらぎ遊園のまちづくりを継承していきます。同時に、歴史・文化のあるまちとしての取り組みも進めていきたい、このように思っております。

2番目に、農村ならではのまちづくり型産業の振興に取り組めます。農業環境と共存できる産業振興に傾注し、企業誘致を進める農業、商工業、観光などの産業と連携、融合できるまちづくりを進めます。

3番目に定住を支える確かな基盤と、人と自然が共生できる環境を整備します。定住を支える基盤整備、とりわけ息子夫婦や次男が町外に流出することなく、農地の宅地化見直しも今後も進め、人口減少に歯どめをかけるとともに、自然と共生できる環境づくりを進めます。

もう1点、最後に、誰もが元気に生き生きと暮らせる地域社会をつくり、住民同士が助け合い、支え合いによる地域福祉の充実を目指します。そして、自助、共助、公助が役割を分担し、誰もが元気に生き生きと暮らせるまちづくりを進めるというようなことで、甲良のみんなが主役という、この先般全

戸配布させていただいた町政要覧にもその内容のことを織り込まさせていただいているということでございます。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 私が後から質問しようと思ったことを先に答えてくれたんですね。今、町長が全部いろいろこれからのビジョンを説明してくれましたけど、町長は選挙の公約で、交流村の縮小見直しを進めて町長選挙に出馬したということで、それ以後百条委員会等ありまして、町長のビジョンが見えなかったということで、私、質問しようと思ったんですけども、先に答えてくれましたけれども、その中で今4点ほど言うてくれましたけども、何か具体的にその中で進めているというようなことがあったら、ありますか。この中で今進めているというようなことがあったら。

○藤堂議長 町長。

○北川町長 ポイント、ポイントで、これをというような特定のことはございませんが、1つは、甲良町の農業振興、産業振興、これを進めていこうということで、その1つは農産物の直売所、拠点施設、これも金澤議員がおっしゃったように縮小見直しをしながら甲良町の力量に合ったレベルでつくるということでは、今それも現在進めている。

さっき課長の方から4月初めに本来はオープンの前定が延び延びになっている理由も説明をいたしました。そのとおりでありまして、この3月中に入札も行って、来月から工事にかかれる、そういう体制づくりをして、農家の皆さんが自分らでつくったものは自分で値段をつけて出して、それが売れる、そういう生きがいと楽しみができる、そういう環境づくりも大事。そのことによってある程度年のいった、年配の方が定年退職が終わった後でもこうやって楽しみながら働ける、そういう機会を沢山つくってやるということが非常に大事なかなというように思っております。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 その辺はわかりましたけれども、今後新たに先ほど示されたような計画の中で具体的に決まったことがありましたら、またここで発表していただきたい。そのときにまた質問をさせていただきますので。

これで、私の一般質問を終わります。

○藤堂議長 金澤議員の一般質問が終わりました。

ここで、しばらく休憩をいたします。

(午後 3時25分 休憩)

(午後 3時45分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、10番 西澤議員の一般質問を許します。

10番 西澤議員。

○西澤議員 それでは、早速始めさせていただきます。

質問の前に、風邪でのどをいわせておりますので、聞きづらい点がござい
ますかと思いますが、我慢いただいでよろしくお願いたします。

1つ目は、旧沢内村、現西和賀町と言いますが、岩手県の医療費無料化を
拡大を続けて、「いのちの山河」という映画になって、今注目を集めている
沢内村の行政にどう学んでいくか、甲良町が向かうべき課題について幾つか
提起をされていますので、そのことを含めながら質問をしていきたいと思
います。

紹介しますと、「日本の青空Ⅱ」というテーマで企画をされました。企画
をされた小室さんという方がごあいさつに述べておられます。そして、よく
テレビやマスコミでも注目を集めておられる湯浅誠さん、貧困ネットワー
クの事務局長です。年越し派遣村でも取材があり、よく出ておられる方がこ
こでコメントを出されています。とりわけ私はこの中で提起をしたいのは、沢
内村の生命行政と日本の社会保障制度の推移から見て、今、貧困と格差が広
がる中で命がないがしろにされている社会状況をどう政治が、また単位の行
政が打開をし、克服をしていくかというところであります。

それで、有名な深沢村長、非常にエネルギッシュな村長であります。そ
の村長が、年表でいきますと国民健康保険が施行される前、1960年、今
から41年前の12月に施行を始めて国民健康保険の10割給付を始めまし
た。そのときに厚生省の指導は、国民健康保険法の違反の疑いがあるとい
うことで副村長が呼び出されて、その申し渡しがありました。そのときに深
沢村長がこういうように言っているんですね。それは、あるいは国民健康法に
違反するかもしれないが、末端の法律はともかく、少なくとも憲法違反には
なりません。こういうように主張をして実現をし、そして後から国がついて
くるであろうという見通しをされて、そのとおりになって、63年、老人福
祉法が施行されて、国民健康保険の5割給付、そして、その後7割給付へと
改善をしていくわけですが、そういう命に差があってはならないとい
うところに、私は非常に滞納の金額、そして滞納されている世帯数の多さか
ら見まして、ここに光を当てる行政を本当に本腰を入れてやる必要があるとい
うように思うわけです。そうする中で今まで取り組んできた同和対策事業、
ねらいは底上げをしていくということですし、格差の緩和をしていくわけ
です。

しかし、それどころか格差の拡大が続き、貧困の方々は、いわば放置状態
にあります。そのうちの何人かが、私、生活相談を受けさせていただきました
が、ほとんどが旧同和地域の、かつて同和地域と言われた方々であります。

ですから、その方々の貧困の状況は、本当に予想をつかないぐらい、表現ができないぐらい貧困な状態な方も中にはおられます。こういう方々は、実際に同和対策事業の底上げの事業から放置をされた。手がつけられない状態の中でおられました。

そういう点では、この長年続いた同和対策事業、しかもつぎ込んだ体制と財政は非常に大きなものがあります。そういうつぎ込んだ労力や財産、そして住民の知恵、そして行政の努力、これが本当に実らして終結に向かわせる。やってよかったなというように振り返って思える、そういう行政を今仕上げていく必要があると思います。

そこで、具体的な中身に入っていきますが、子どもの医療費の無料化が各地で広がっています。隣の豊郷町、多賀町が今回小学校卒業までの医療費を無料にする計画が発表されたと聞いています。甲良町だけだということでもスコミの方が、まだ踏み込んでいない行政の1つというように聞きました。そこで、医療費の無料化、とりわけ子どもさんの医療費の無料化をどのように実現をしていくのか、計画状況があればご報告、説明願いたいと思います。

○藤堂議長 保健福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 子どもの医療費についてですけれど、県下の状況だけ少し説明をさせていただきます。

合併によりまして、現在滋賀県は19市町村というところで、いわゆる乳幼児のマル福、福祉医療につきましては、基本的には就学前6歳までの年度末までという対応が基本となっております。拡大をしないで実施している市町が5市2町ございます。今、西澤議員がおっしゃられた多賀町、豊郷町につきましては、小学校を卒業するまで無料ということで対応しているというふうに伺っております。それ以外の町につきましては、入院の医療費ということで中学校卒業まで対応されているというのが現状でございます。甲良町においてはまだそこまでの対応ができておりませんが、できれば中学校までの入院費についてからということで踏み込んでいって、少しずつ対応していきたいなというふうに考えております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 踏み込んで対応していきたいという意味ありな答弁をいただきましたが、具体的に、そうすれば拡大の範囲、中学校の入院までということでは言われましたので、まず、質問の項目、再質問の項目を言いますと、拡大の範囲ですね。そして、年齢をどのように設定するのか。それから、入院、通院の対象はどうするのか。そして所得制限を設けるのかどうかも1つの焦点になっています。ちなみに、中学校の医療費無料化の入院については10

市町に広がっていると聞いていますが、そのことも併せてご報告、考え、計画を説明願いたいと思います。

○藤堂議長 福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 まず、対象ですけれど、中学校卒業までということで、入院に係る医療費ということで考えております。

あと、所得制限とかの関係につきましては、他町とのあれを考えまして検討していきたいと思います。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、今言われました計画はいつから実行するか。つまり新年度からなのか、それとも要綱を整えて4月以降なのか、時期をご説明願いたいと思います。

○藤堂議長 福祉課参事。

○中川保健福祉課参事 今回当初予算にはその部分は今反映できていないんですけど、できれば要綱を整備しまして4月から実施できたらいいんじゃないかというふうには考えております。ただ、要綱の整備には少し時間がかかりますので、その辺、遡及するののかということも含めて財政の方とも相談させていただいて、できるだけ早い時期にというようなことで考えて行きたいとは思っています。

あと、予算措置が必要になってきますので、既決予算でと言うと、また当初予算はどないなってるねんということにもかかわってきますので、その辺も含めて相談させていただきながら、補正対応するなりということでの検討を加えていきたいというように思いますので、よろしくお願いします。

私の方で確認させていただいているのは、何らかの形で拡大をしているということになりますと8市2町、あと多賀、豊郷を入れましてプラス2町ということになると思います。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 いいことも十分庁舎内で相談をしてと。町民合意が大事なところでありますし、また、町民が非常に望んでいるところであります。逆に多賀町、豊郷町の情報はずっと町民同士ではよく入ります。ですから、多賀町がやっていて甲良町は実施してへんの。豊郷町はやっているのに甲良町はどうというのは、すぐに私どものところへも聞こえてまいりますし、日常茶飯事に若いお母さん方が話しておられるんだろうと思いますし、おばあちゃん、おじいちゃんがうちの孫ということで関心を持っておられる証拠だと思えます。ぜひとも要綱を整えていただいて、遡及の問題がありましたが、整い次第実行に移せるよう努力をいただきたいというように思います。

2つ目に、国民健康保険の問題です。

2月の補正予算のときにも申し上げましたが、国保、非常に高く払いつらい。結局非常に累積を続けています。この問題は一義的には国が国庫補助を削ってきた関係がございます。しかし、沢内村の村長は、深沢村長は、国がやらない場合であっても一番身近な、接している町民に責任を持つ。沢内村は村民ですが、住民に責任を持つ行政が、財政のこともあるわけですが、でもまず命大事ということで実施をされている。ここに学ぶ必要があります。とりわけ国民健康保険の保険証が発行されずに医療機関にかかる手遅れ、重症になるケースが全国的にも問題になっています。そういう点でもこの高い国保料を引き下げてほしい。この願いを、一般会計の繰り出しも含めてどうするかというのが大事な視点ですので、検討状況、また今の庁舎内での検討状況を説明ください。

○藤堂議長 住民課参事。

○川嶋住民課参事 国保税のことに关しまして説明させていただきます。

甲良町の国民健康保険税につきましては、他市町村に比ばまして比較的高い額ではございませぬ。平成21年度の集計をいきますと、1人当たりの保険税は7万1,387円ということで、県下でも一番低い額でございます。それと、1所帯当たり保険税につきましては15万3,300円、あくまでも平均ですけれども、これは19市町村のうちでも14番目ということでございます。それにつきましては、年々利用費につきましては増加しており、また、景気の低迷によります個人所得が伸び悩んでいるということで、個人所得が減少しておりまして、国民健康保険特別会計は大変厳しい状況になっております。

ご存じのように基金の積み立てにおきまして平成20年度末までには1,530万ほど基金の積み立てがございましたけれども、平成21年度に1,320万ほど取り崩ささせていただきました。現在の基金の積立金につきましては200万ちょっとしかございませぬ。ほとんどないと言っていいような状況でございます。このような状況をご理解いただきまして、また今後保険税の見直しも含めまして検討しなければならないこともご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 今ほどの説明は、見直しというのは、結局、財政がないから引き上げる。こういう方向だと思ひますし、国は引き上げをためらうなという通知をい出してきております。そういう点から見ますと、国の冷たい行政との対決がここであらわれてくると思ひます。そこで、具体的な質問は、国保会計に一般会計からの繰り出し、これは違法状態になるのか、それとも違法

まで問えないということなのか、その辺はどうなんですか。

○藤堂議長 住民課参事。

○川嶋住民課参事 結果的には他町等も、甲良町も含めてですけれども、現在過去において赤字補填の場合繰り出している場合がございます。しかし、十分考えてみますと皆さんの税金ですので、国保の方だけの税金ではないので、一般繰り出しというのは、考えるといいんですけれども、社会保険の方と比べますと、それはどうかなという思いがございますので、極力最低限の人件費とか繰り出していい部分、人件費、それと甲良町が行う事業等については一般会計から繰り出しはいいんですけれども、保険の給付に対する補填につきましては、やはり考え方としては国民健康保険の方で賄うのが一番ベターなのかなとは思っています。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 現実を見てほしいと思います。実際には滞納が克服されて、整理の方向に進んでいないのが現状ですよ。そのところでさらなる引き上げを求めてやれば格差は広がってくるのは当然だと思いますので、それで国の通達の1つに、所得の高い者についての国保の税の負担を引き上げることについてはオーケーを出しているように聞いていますが、そこはどうなんですか。

○藤堂議長 住民課参事。

○川嶋住民課参事 当然現状、基本的なことがございますので、これも甲良町だけが特別にするわけにはいきませんので、他市町村との比較も比べまして、制度をできる範囲で考えていきたいなと思っています。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 僕が聞いていますのは、現に政府が不均等課税、つまり所得の高い者については負担を求めることができるという方向、まだこれは法律は確定していないと思いますが、その方向を出していることについて、そういう状況があるのかどうか。他町と比べてという意味ではなくて、そういう方向を国が示しているのかどうかを聞いていますので、説明をお願いします。

○藤堂議長 住民課参事。

○川嶋住民課参事 申しわけございません。具体的にはまだそのようなことは聞いておりません。けれども、いろんなことで制度的にそれができれば他市町村とも考えながら検討をしていきたいなと思っています。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、沢内村は町政そのものが非常に豪雪地帯の中で村長が言っています。つまり、ニューギニアの奥地でもないのに赤ちゃんがころころ死んでいく状況を何とかしなければならぬ。これが深沢村長の生命行政の

始まりなんですけども、こういうところから見たら甲良町の平均寿命、これが県下、滋賀県そのものも上位にあるわけやなくて下の方にあります。その下の方にある中の県下一の平均寿命が短い。私、これを聞いて、以前にも申しましたけども、その場ではすぐのみ込めなかったんですが、そういう状況で推移しています。

私、たまたま体がえらくて、これは健康診断も10年も行ってへんのに行かなあかんというので町の特別健診のはがきを何度も、また電話もいただきまして、やっと行きました。それで、非常に丁寧な、小さな規模の自治体ということも加えて、その上に保健師さん、それから関係者が非常に丁寧な指導をされている。こういう中でぜひメタボの入り口と、これを改善せなあかんですよということを言われまして、それに取り組んでまいりました。

これが全体として平均寿命、また60歳を超えてすぐに亡くなる、ないしは60歳に満たずに亡くなっていく方を身近に見る中で、こういう町全体が健康町、健康のまち、せせらぎで売り出していますが、中身はやはり人が健康で暮らせる。そして自分の思いを達成できる、こういうまちづくりが大事なんだと思いますが、そのインパクトになる上で健康診断、1,000円の負担金、個人負担がありました。決して私は高いものだとは思いません。そういう健康を考える大事な入り口になる上でその負担金を払うのはわかるわけですけども、無料化の打ち出しは何といってもインパクトが大きいんです。

そういう点では貧困にあえぐ高齢者ないしは50、40で失業をしています。事業所にいたときには健康診断があったのに、事業所をやめた途端健康診断に行かないというのが増えてきているわけで、そういう点では県下一の短命のまち、総合的な返上の運動が、取り組みが必要だと思いますが、取り組みの見解をお聞かせください。

○藤堂議長 住民課参事。

○川嶋住民課参事 住民課の方では特定健診の、今おっしゃっております1,000円の負担金の分でございますけれども、先ほども言いましたように、無料化につきましては、国保財政、大変厳しい状況でございますので、現段階では困難であるという回答をせざるを得ませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 これをコピーして皆さんにお渡しするといひんですが、コピーをしていません。沢内村の地域包括医療実施計画の目的と目標と。1962年に計画策定をされている。この目的、目標、そして具体的な取り組み、非常にすごいんですね。読んでみますと、沢内村地域包括計画の目的と目標は、目的については、1、幸福追求の原動力である健康を人生のあらゆる時点で

理想的に擁護する。2つ、生存地域社会環境（自然的環境、社会的環境）の健全性の開発向上を期する。目標は、1、健やかに生まれる。2、健やかに育つ。3、健やかに老いる。それぞれ生まれるときと、そして育つときのサポートが書かれています。これらの目標を実現するために、誰でも、どんな貧乏人でもと書いています。いつでも24時間365日、生涯にわたって学術の進歩に即応する最新最高の包括医療サービスと文化的な健康生活の保障を享受することが必要である。そして、改革目標に、1、沢内村病院の体質改善。2つに、沢内村自治体の体質改善。3つに、村民の自己管理能力の向上というようにまとめられています。

そういう点では、担当課ではなくて総務課長に私はお聞きをしたいんですが、町全体がそういう方向に向いていく。そして、誰もが健康で安心して暮らせる。そういう地域社会をつくっていく1つの大きな柱に誰もが健康で暮らせる。こういうことを打ち出していく必要があると思うんですが、壮大な計画、これは長年かけて町の幹部、そして医療従事者が知恵を出してつくり上げたものだと聞いておりますが、その点で感想でも結構です。お答えください。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 先ほどから沢内村の命の行政についてのお話をいただいておりますけれども、本町の場合、特に健康という切り口でお話をいただいておりますけれども、誰もが幸せにと、人生を全うできるということを考えた場合に、例えば健康だけというんじゃなくて、体力、教育委員会の中での社会体育を含めて、総合的な行政の中で取り組んでいくべきと。それと、赤ちゃんを死なせないという、そういう沢内村の思いみたいなものを共有しながら考えていくような機会を今後持ちながら、今年度福祉関係のビジョンを策定していくというふうなこともなっていますので、西澤議員さんのおっしゃることやらも今後の計画の中で計画をしてまいりたいというふうに思っています。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ、いきなりということでありましたので、今後庁舎内、町長はじめ安心して暮らせるまち、地域づくりという点で論議を深めていただきたいというふうに思っています。

そこで、次に、各種の減免制度があるわけで、現にありますが、これの活用について、現状や課題について報告を求めます。

○藤堂議長 税務課長。

○建部税務課長 今、同和特別対策からの卒業というところで、同和対策事業による固定資産税の同和減免が今までありました。それはほとんどが終了と

なりましたが、今残っているのは最終で建てられた分で、これも年々終了していき、28年度で最終となり、終わる予定です。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 そのほかに、国民健康保険の申請減免があると思いますし、それから、各種の税ですね。失業、それから自然災害等がございます。その場合、権利として減免申請ができるという制度になってはいますが、その活用の状況などはどうでしょうか。

○藤堂議長 税務課長。

○建部税務課長 自然災害というのか、火災におきましては3年ほど前かに1件ありまして、そのときに減免の方の決定をさせていただいております。

それと、各種減免で納税相談をした状況で、どうしてもこれは減免というよりは生活保護とか、生活から困っていることの方があれば他課と調整をしながらやっております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 具体例から言いますとわかりやすいと思いますが、Yさん、生活保護を受給が決定をされましたが、それまでの滞納分がございました。この方は息子さん、そしてもう1人の息子さん、この方の所得が以前ありました。しかし、病気、そして失踪で所得が現在はありません。それで、私、相談がありまして、減免申請のことについて窓口で担当の課長補佐ですが、教えたってやということで行かれたんですが、全然教えなかったと、こういう減免制度ができますよということについて言うてくれたかと言うたら、全然そんなこと知らんということだったんですが、それは現状どうだったんですか。

○藤堂議長 税務課長。

○建部税務課長 相談をしたということは補佐から聞いております。生活自体が大変だ、できないということの話だったと思います。それで、生活保護の関係とかそちらの方の話になったんだと思うんですけど。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 生活保護は決定をされる以前、その方、滞納整理の通知が来ました。その失業などについて、現に減免規定、町が減免規定があるものについても適用をされるはずです。つまり、生活保護を受けた場合はそのことがその後には徴収をされませんので請求がないわけですけども、それ以前のもの、それから私が言っているのは生活保護だけではなくて、減免対象になる方について積極的な啓蒙と、それから対象になる方は公正に適用するということが対応していただきたいわけですけども、それはどうでしょうか。

○藤堂議長 税務課長。

○建部税務課長 その相談内容自体、立ち会っていませんでしたが、税が払えないだけという相談内容だったのではないと思うので、まずは生活をしていくことが大事なので、生活ができないということであれば、もちろん税も払っていけないということなので、減免の対象の相談よりかは生活していく方の相談をしていただく方が大事だと思いました。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 私も立ち会って減免制度、つまり生活保護を受ける時点以前の課税分については、そういう対象になる。つまり所得が激減する、失業をする、それから失踪をする状況ですので課税の客体そのものがないのがあるわけですから、そういうことを相談に乗ると言って課長補佐はその前で、私の前で約束をした。そのことについて約束をしたのに本人が行かれたら国保の減免規定のことについては一切説明がなかったわけで、そのことの対応を、改善を求めているわけです。

時間が来ていますので、次に進みます。

2つ目には、同和対策事業における分譲宅地の公正な後始末と私は呼びたいというように思いますが、整理の課題がございます。その点で現状と2005年以降の整理状況、進展の状況を、できましたら文書でいただきたいんですが、報告をお願いします。

○藤堂議長 人権課長。

○中山人権課長 今ほどご質問の現状と監査請求時点、平成17年当時かと思えますけども、それからの状況ということで内容が一致するかとも思えますので、その概要についてご報告させていただきたいと思えます。

平成17年の監査請求時に、最終的に対象物件51カ所ということで話が出ております。その後、随時整理を進めておりまして、現在では20カ所の整理を終えているというふうに認識しております。それと、今年度におきましても公募1カ所、公募を出させていただきましたんやけれども、1カ所契約の運びとなっているというのが今の現状でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、今後の20カ所ですと31カ所、筆数はわかりますか。

○藤堂議長 人権課長。

○中山人権課長 これは、何度か議論させていただいているところですけども、100%の把握はできておりません。箇所数ということでやっております。詳しくは係争中の中で西澤議員さんの方にも資料は届いておるかと思えますけれども、事業推進にあたりまして分筆、合筆の操作が複雑に行われておりまして、最終段階で徐々に変化していっているという部分もございます。内容につきましては箇所数での内容でうちの方も把握している。筆数把握まで

行っていないというのが実情でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 掌握していないのか、それとも今わからないのか、それだけちょっと答えていただけますか。

○藤堂議長 人権課長。

○中山人権課長 51カ所については個々調べておりますので、それに関連する、分筆等ができておりませんので道路敷き、正式な公共用地の部分と払い下げ対象用地の部分の整理なんかがついておらないということで、個々にお話しさせていただくと筆番、筆数なんかをお話しできると。ただ、総括して整理を今ここで話せる資料、データは持っておらないということでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひこれも新築資金貸付事業と同じように、同和対策事業の大きな柱でありました。ですから、そういう点でも終わりよければすべてよし、こういう状態になるように今後とも努力を求めています。

次に、入札制度の改革と実行についてであります。今回百条委員会で結論が出てまいりました。そして、入札の改革についての担当課からの提案が、報告がありましたが、この入札制度の執行の正しさ、公正さが問われるわけですけれども、そのこの間の百条委員会としてはああいう18ページの冊子でまとめてまいりましたが、行政としてどういう反省点やどういう改革が必要だという点ではどんな論議がされているのか、ご説明ください。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 1番目の入札制度とその執行の公正さということでございます。このことにつきましては、入札に参加する者は誰もが平等であるべきで、特定業者に有利に働く入札制度であってはならないということで、このことについては一定のルール、規則、基準等ですけど、整備も乏しかったということで、その時々長年にわたる一職員頼りになってきたというのがゆがみとか原因の1つではないかなということを思っているところでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、入札の問題については、具体的に要望書が出ていると思いますが、1つは、1月25日付要望書、それから、もう1つは3月1日付で、入札についての異議申し立てが出ています。これについてそれぞれ回答を求めています。改善を求めています。そのことについてはどういう改善点をされるのか、説明願いたいと思います。

○藤堂議長 企画課長。

○米田企画監理課長 ちょっとはつきりとわかりません。1月25日についてはちょっと。3月1日につきましては、文書でいただきましたので文書で担当課の方から協議させていただいて回答させていただいたところでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 1月25日付。表題は平成23年度入札制度の見直しに伴い参考にするよう検討願いたい。米印で町内・町外営業所の指名参加の拡大、またはあり方についてと、こういう内容でありまして、5点にわたっています。

そこで、順列をつけることではないんですが、①のところの地元の評価についてどういうようにするか。つまり、ここで言われているのは、代表者が実態があるかないかをきちっと調べるというので、納税をされているかどうか。それから住民票があるかどうかをきちっと確認する必要があるというように言われていますが、その点での、まずこれを出て、検討されていると思いますが、この中身についてご存じないかな。

○藤堂議長 企画課長。

○米田企画監理課長 地元業者の住所要件とかを含めてですけど、今日まで基本的には営業所、また支部・支店等を含めてですけど、書類審査により公的に認められているところというところについて22年度までについてのそういう点については、ただというか、申請書だけの取り組みであったんですけど、23年度においてはこういうような法的または法人的な届け出の審査等を行っていくとなっております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 1月25日の中に、匿名指名、指名競争入札、一般競争入札、書面入札、郵便入札、見積入札、受注希望型入札、電子入札、これのそれぞれの利点を活かすようにという参考意見を出されていますが、このそれぞれの制度の利点等についてご説明願いたいと思います。

○藤堂議長 企画課長。

○米田企画監理課長 今ほど言われた電子入札やらを含めて郵便入札もですけど、現段階で考えておりますのは、従来の指名入札、これにつきましては発注者側が一方的に指名することができるが、入札を一度行えば指名業者は顔を合わせるため、次回と同様の入札にはメンバーがほぼわかってしまうというようなことが弱点でありました。

そうした中、条件つき一般競争入札については条件を設定するため、その条件に適合した業者で登録のある業者であればどの業者でも入札参加でき、町外業者の入札機会が増えるということと、事前に技術資料等の提出を求め、審査を行うため、不適合業者の排除を行えるということで、23年度につい

てはまだ郵便とか電子入札、そういうところまでは至らなく、条件つき一般競争入札、または指名競争入札の2つで実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 かなり踏み込んで改善計画がされていますし、町行政の方も認識も新たになってきているというように思います。

そこで、その中にもありましたように、地元育成と小規模業者の保護育成、こういう課題の関係がございまして。先ほど言いました町内業者の認定という枠内をどういうように位置づけるかというの公正な判断基準が要りますので、どういうようにされようとしているのか、ご説明願いたいと思います。

○藤堂議長 企画課長。

○米田企画監理課長 3番目の小規模事業者の保護育成、また町内業者の優先の課題と公平ということの確保ということでございましてけれど、どの業者にも入札参加機会ができるようバランスよく発注を検討してまいりたいということで、この条件つき一般競争入札を推進し、制度を定着させることにより、よりよい方向で業者間競争をしていただければと思っていますところでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひとも地元業者の定義を、争いがないように、混乱がないようにきちっとこういう認定をしていく、こういうことで地元業者、つまり架空の地元を、営業所を置いている場合もあるわけで、そういうことをしっかりと整理をしていただきたいと思います。

そこで、そういう入札は非常に町にとっても大事な事業の1つですし、受ける業者についても公平さが欠ければ大きな争いのもとになってまいります。そういう点では条例として制定をしていく展望を持つ必要がありますし、昨今、千葉県の野田市を先例として公契約条例の実施が広がってきています。その展望を持つ必要がありますが、検討の状況が要ると思いますが、ご答弁願います。

○藤堂議長 企画課長。

○米田企画監理課長 以前にも公契約条例については西澤さんと話を一度あったと思うんですけど、現段階においては工事や業務を請け負う受注者は法令を遵守し、従事する労働者の適正な労働条件を確保し得ることにより質の低下を招くことなく住民が豊かで安心して暮らすことのできる地域福祉社会を築くことは大切なことだというふうに私も考えているところでございますけれど、昨今問題になっております、まずは本入札制度の改正に伴い、公正・公平な入札制度の確立をしていきたいというふうに現段階では思っていると

ころでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ条例の根拠づけに格上げをして、明確にしていく必要があるなど思っていますので、よろしく願います。

次に進みまして、犬上川の堤防沿いの環境保全、きのうも犬上川のクリーン作戦、私の都合で欠席をさせていただきましたが、皆さんの努力で頑張っていたいただきました。犬上川は特に伏流水のもとになっているところで問題が指摘をされています。田が砂利の採取のために掘り返されていますが、原状回復の見通しや、それから現状はどうかについて報告願います。

○藤堂議長 産業課長。

○茶木産業課長 農地を守る立場の方から、まずご答弁をさせていただきたいと思えます。

現状につきましては、当初やられてから約1年ぐらいのときにも指導はしてきたものでございます。早急に原状回復をするようにというところで指導もしてきました。それから後、地元の方からも今整地に入っておられるというふうな状況で、役員さんからも聞きましたので、そのまま私自身についてはもう完了しているものというふうに判断をしておりましたが、その後まだ今の現状、私も確認に行きました。穴を掘った状況のままに放置をされている状況でございますので、再度、また本人を呼んで農地回復の指導をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 あの場所は、ちょうど心配をされていますのは伏流水のもと、龍神さんの始まりのところで、蓮台寺や下に流れていく伏流水の大事な水のもと、そして甲良町の水源のところを通っていくところであります。そういう点では埋め戻しの砂利が産廃に汚れていないかということの点検も必要であります。その監視体制はどうされるつもりですか。

○藤堂議長 産業課長。

○茶木産業課長 一度湖東土木事務所の方にも連絡が入りまして、そちらの方からも一応現地は確認していただきましたので、再度埋め戻しについても湖東土木さんの方にもご連絡して再度確認をしていきたいと思えます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 続きまして、不法投棄の対応が厳正にされていない具体的な指摘がございましたので質問いたしますが、これの現状とどういうように対応されてきているのか、まずご報告願います。

○藤堂議長 住民課長。

○山崎住民課長 不法投棄の対応というご質問でございます。

その前に、きのうはクリーン作戦にご協力をいただきまして、ありがとうございます。

現在、不法投棄に対する対応でございますけども、広報による啓発、また警察や滋賀県町の不法投棄監視によるパトロールをお願いをしておりますが、不法投棄が後を絶たないというのが現状でございます。

また、不法投棄があれば通報や報告により、その都度職員で回収もし、調査をし、厳しく対応を考えていますが、作為者の特定に結びつくものがなかなか出てこないのが現状であります。今後も不法投棄に対しましては警察機関と連携強化を図りながらパトロールの実施、また住民や事業者に対しての啓発、また投機者が特定できたら、即関係法に従い、厳正に今後も対応していきたいというふうに考えております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 厳正にと言われましたが、具体的に不法投棄の被害を受けている方から実際に訴えがありました。こういうものがばらまかれていたんですね。私も現場を見てまいりましたが、さびたくぎです。100本を超えるくぎがばらまかれていました。同時に、その奥には缶だの、ごみだのいっぱいありまして、担当課を呼んだということなんですが、そのときに担当課の住民課長が、我慢してえなと言うたと。これは事実ですか。

○藤堂議長 住民課長。

○山崎住民課長 我慢してえなという意味にもいろいろありますので、ただ処理についてはクリーン作戦等がありますので、そのときに一緒に処理をお願いしたいということで、総務課長と一緒に現地も見たんですけども、そのときは駐在さんも立ち会っていただいたんですけども、実際のところ、いつ捨てたか、誰が捨てたのかという特定もできませんので、なかなか対応が難しいという部分でのご辛抱もお願いしたいということのことだと思えます。

そういうことがありましたし、緊急、もう少し目につく看板も立てて、刑罰に処しますというような看板も早速注文して作成しまして、本人さんの許可を得て張っておりましたので、今、本人さんも、それはクリーン作戦の前の日でしたかね、準備しましたので、その前日にお会いして、ご苦労さんという言葉もいただきましたので、ちょっとご報告だけさせていただきます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 訴えられた方は、取り締まってきちっとせなあかん対応の担当課が我慢してと言われた。そういうことが響いたようではありますが、厳正に今後も対応して、そういう刑法に係ることであれば対応するというので引き続き努力していくというのが担当課としての仕事だというように思いますが、

そういう点で根本的なごみの問題の改善については、ごみ問題の複雑さがありますけども、県の犬上川の管理の主体が問われてくるわけで、この点での県への要請、それから具体的な対策を求めていくということが必要だと思いますが、その点、どのようにされるのか、お答え願います。

○藤堂議長 住民課長。

○山崎住民課長 先ほどの回答の補足になるんですけども、今の投棄の問題に関しましては個人の敷地でもあるというようなことで、何も辛抱してそのままおさめろというわけではございません。やはり個人さんの敷地ですので、当然、警察の方に願ってほしいというようなこともその中で言っておりますので、お間違えないようお願いしたいなと思います。

それから、県の総合的な管理につきましては、建設課の方で回答をお願いしたいと思います。

○藤堂議長 建設課長。

○若林建設課長 犬上川の管理につきましては県の方でございます。先ほどの砂利採取の許認可につきましても県で行っております。また、指導監督についても県の方が行っており、窓口は湖東土木事務所でございます。県の方にもいろいろと堤防とか堤防の中の草刈りおよび河川敷内の樹木の伐採については強い要望をしているところでございます。関係課ともども協議をしもって強く県の方に要望していきたいと考えております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ、県が対応するところは非常に弱いというように私は思いますので、その姿勢を引き出すように努力をしていただきたいと思います。

最後に、ごみ処理広域計画の現状と課題についてであります。地域計画が出されたというように聞いています。その現状についてご報告願いたいと思います。

○藤堂議長 住民課長。

○山崎住民課長 ごみ処理広域化計画の現状ということで、地域計画が策定されたということでございます。これはご承知のとおり、平成19年度の候補予定地に関しましては20年5月に断念をしたというような状況でございます。特に平成22年度の促進協議会の事業の中で彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町地域循環型社会形成推進地域計画ですか、それを策定をして、提出の上、環境大臣の承認がこの23年2月に承認がされたということでございます。

その中には、ごみの分別とか、今後の取り組む方向が出ています。それから、施設概要ということでリサイクル施設系統、熱回収施設系統というような、完全に固定ではございませんけれども、そのような2つの施設の機能を

持ったものをとということで、名称は仮ですけど、これもリサイクルセンター、また熱回収施設ということで、一応工期につきましては、目標として平成27年から29年度を予定をしているということで、その規模につきましてもリサイクルセンターの方では日53トン、それから熱回収施設では日154トンの、そういった規模で計画を策定して承認をいただいたというところでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 今ほどありましたけども、事業計画自体が広域の組合の方で事業体が進んでいますが、もともと単位の自治体でごみ行政、住民との関係が非常に深い行政でありますので、住民との間で合意を図る必要がありますし、それから154トン日と言いますと、1トン1億というように大体業界では言われています。財政負担も非常に大きなものがございます。そういう意味からも、議会と住民への説明を、そして意見交換ができる場を設定をすべきだというように私は思いますが、認可をされたからといって場所が決まっているわけではないというのが今の現状だと思いますが、説明会を議会と住民への説明会、私どももインターネットで見る範囲しかわかりません。そういうなので計画すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○藤堂議長 住民課長。

○山崎住民課長 おっしゃる意味はよくわかります。前にもそのような質問も受けておりますけども、そういうことも非常に住民ともども考えていくことも大事だと思いますけども、特に西澤議員さんにおかれましては行政組合の議会の方にも出ていただいておりますし、それから、促進協議会ですね、昨年、また今年の1月もそういった勉強会も行っております。そういった場で西澤議員も、昨年はたしか出席もされておりますけども、そういった場でのご意見も非常に参考になるかと思っておりますので、そういった場でもまた発言などをよろしくお願い申し上げたいと思います。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 今、課長が言われましたが、やはり場所が離れているんですよ。広域議会、私と木村議員だけ。そして、彦根のアル・プラザのステージでやられます。けども、住民が気軽に参加するということができる状況ではありませんので、それはぜひ考えていただきたいということを申し述べまして、私の質問を終わります。

○藤堂議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

先ほど宮寄議員が出されたこの用紙なんですけれども、議員さんはよろしいけども、職員さんの方は回収させていただきます。よろしく申し上げます。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 4時45分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署 名 議 員 金 澤 博

署 名 議 員 宮 寄 光 一